

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>○ 対策を実施する場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにします。</p> <p>（実施主体） 農林水産課、耕地課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、道路整備課、河川水路課、上下水道局</p> <p>（略）</p> <p>第3節 風水害による浸水の予防</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（略）</p> <p>（3）内水排除</p> <p>○ 下水道未整備区域の早期整備を図るとともに、都市型浸水に対応できるよう整備済みの市街地の排水能力強化も視野に入れ、下水道事業による雨水対策を積極的に行います。</p> <p>○ 内水排除に重要な役割を果たす排水ポンプ等の排水施設については、耐震化、耐水化及び維持管理を徹底して排水能力を維持するとともに、既存施設を最大限に活用しながら、他事業との連携等による効率的な対策を進めます。</p> <p>○ 宅地開発及び市街地の発展による地域の自然条件の変化も考慮し、排水路、水門等の系統的な整備を行います。</p> <p>○ 下水道整備区域内において、想定し得る最大規模の降雨に対し、雨水出水浸水想定区域の指定、公表を行います。</p> <p>（実施主体） 耕地課、河川水路課、上下水道局</p> <p>（略）</p> <p>（5）道路及び橋りょうの管理及び整備</p> <p>○ 災害拡大防止と災害時の交通確保のために側溝及び暗きよの整備、橋りょうの耐震化、崩土の防止等必要な施設の整備を行うと</p>	<p>○ 対策を実施する場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにします。</p> <p>（実施主体） 農林水産課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、農地基盤整備課、道路整備課、河川水路課、上下水道局</p> <p>（略）</p> <p>第3節 風水害による浸水の予防</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（略）</p> <p>（3）内水排除</p> <p>○ 下水道未整備区域の早期整備を図るとともに、都市型浸水に対応できるよう整備済みの市街地の排水能力強化も視野に入れ、下水道事業による雨水対策を積極的に行います。</p> <p>○ 内水排除に重要な役割を果たす排水ポンプ等の排水施設については、耐震化、耐水化及び維持管理を徹底して排水能力を維持するとともに、既存施設を最大限に活用しながら、他事業との連携等による効率的な対策を進めます。</p> <p>○ 宅地開発及び市街地の発展による地域の自然条件の変化も考慮し、排水路、水門等の系統的な整備を行います。</p> <p>○ 下水道整備区域内において、想定し得る最大規模の降雨に対し、雨水出水浸水想定区域の指定、公表を行います。</p> <p>（実施主体） 河川水路課、上下水道局</p> <p>（略）</p> <p>（5）道路及び橋りょうの管理及び整備</p> <p>○ 災害拡大防止と災害時の交通確保のために側溝及び暗きよの整備、橋りょうの耐震化、崩土の防止等必要な施設の整備を行うと</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>ともに、平常時から点検及び維持補修を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の冠水による事故を未然に防止するために県警察等との連携の下、適切な道路管理に努めます。 <p>（実施主体） <u>耕地課</u>、<u>道路管理課</u>、<u>道路整備課</u>、<u>国</u>、<u>県</u></p> <p>（略）</p> <p>（7）監視警戒体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水危険区域に対し、大雨又は河川の水位が上昇したときに迅速及び的確な巡視警戒を行えるよう監視体制を整えておくとともに、ポンプ場雨量情報等監視システム及びポンプ場ポンプ運転監視システムによる適切な情報把握を行います。 ○ 鏡ダム（鏡川水系）、大渡ダム・筏津ダム（仁淀川水系）及び休場ダム（国分川水系）からの放流等に関する情報を把握し、必要な場合は地域住民等に伝達します。 <p>（実施主体） <u>防災政策課</u>、<u>耕地課</u>、<u>河川水路課</u>、<u>上下水道局</u></p> <p>（略）</p> <p>第4節 土砂災害の予防</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 自助・共助</p> <p>（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">2 公助</p> <p>（1）危険箇所、警戒区域等の周知</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>危険と判明した宅地擁壁等については所有者等に周知し安全性向上を促します。</u> 	<p>ともに、平常時から点検及び維持補修を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の冠水による事故を未然に防止するために県警察等との連携の下、適切な道路管理に努めます。 <p>（実施主体） <u>道路管理課</u>、<u>道路維持課</u>、<u>道路整備課</u>、<u>河川水路課</u>、<u>国</u>、<u>県</u></p> <p>（略）</p> <p>（7）監視警戒体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水危険区域に対し、大雨又は河川の水位が上昇したときに迅速及び的確な巡視警戒を行えるよう監視体制を整えておくとともに、ポンプ場雨量情報等監視システム及びポンプ場ポンプ運転監視システムによる適切な情報把握を行います。 ○ 鏡ダム（鏡川水系）、大渡ダム・筏津ダム（仁淀川水系）及び休場ダム（国分川水系）からの放流等に関する情報を把握し、必要な場合は地域住民等に伝達します。 <p>（実施主体） <u>防災政策課</u>、<u>河川水路課</u>、<u>上下水道局</u></p> <p>（略）</p> <p>第4節 土砂災害の予防</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 自助・共助</p> <p>（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">2 公助</p> <p>（1）危険箇所、警戒区域等の周知</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法の適正な運用により、盛土等による土砂災害の防止を図るとともに、許可や届出の一覧を広く市民に周知します。</u>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>○ 大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地のおおむねの範囲を示した「大規模盛土造成地マップ」を作成し、広く市民に周知します。</p> <p>（実施主体） 防災政策課、地域防災推進課、都市計画課、県</p> <p>（2）森林、里山及び農地の保全</p> <p>○ 生物多様性の保全に最大限配慮し、防災機能とも調和した里山の保全に努めます。</p> <p>○ 森林の荒廃によるがけ崩れや樹園地等農地の土壌崩壊などを防止するために森林の保全や耕作放棄の発生防止を図るとともに、農地の保全に努めます。</p> <p>（実施主体） 新エネルギー・環境政策課、農林水産課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、春野地域振興課、耕地課</p> <p>（略）</p> <p>（4）応急体制の整備</p> <p>○ 土砂災害や造成宅地崩落等が発生した場合に備えて、一般社団法人高知県建設業協会等との連携による応急時の体制整備を図ります。</p> <p>（実施主体） 道路管理課、道路整備課、耕地課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、春野地域振興課</p> <p>第5節 農林水産災害の予防 （略） 第2 方策</p>	<p>○ 大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地のおおむねの範囲を示した「大規模盛土造成地マップ」や一定規模以上の既存盛土等の分布調査により把握した「既存盛土等基礎調査結果」を広く市民に周知します。</p> <p>（実施主体） 防災政策課、地域防災推進課、都市計画課、県</p> <p>（2）森林、里山及び農地の保全</p> <p>○ 生物多様性の保全に最大限配慮し、防災機能とも調和した里山の保全に努めます。</p> <p>○ 森林の荒廃によるがけ崩れや樹園地等農地の土壌崩壊などを防止するために森林の保全や耕作放棄の発生防止を図るとともに、農地の保全に努めます。</p> <p>（実施主体） 新エネルギー・環境政策課、農林水産課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、春野地域振興課、農地基盤整備課</p> <p>（略）</p> <p>（4）応急体制の整備</p> <p>○ 土砂災害や造成宅地崩落等が発生した場合に備えて、一般社団法人高知県建設業協会等との連携による応急時の体制整備を図ります。</p> <p>（実施主体） 道路管理課、道路維持課、道路整備課、鏡地域振興課、河川水路課、土佐山地域振興課、春野地域振興課、農地基盤整備課</p> <p>第5節 農林水産災害の予防 （略） 第2 方策</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>1 公助</p> <p>(1) 農業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 湛水防除事業や土地改良事業等を導入し、排水機場や用排水路の計画的な修繕や更新等を進めるとともに、非常時における施設点検等の管理体制の充実を図ります。 ○ 農道の側溝及び法面を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止します。 ○ ハウス、農舎、その他共同利用農用施設等について、被害を最小限に止めるための対策を推進します。 ○ 畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、家畜の予防接種などを徹底します。 <p>(実施主体) 農林水産課、耕地課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、春野地域振興課</p> <p>(2) 林業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林道作業道及び治山施設の被害防止のために各施設をあらかじめ調査及び補強を行う等の措置を実施します。 <p>(実施主体) 鏡地域振興課、土佐山地域振興課</p> <p>(略)</p> <p>第6節 中山間地域対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路交通の管理及び整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林道、基幹作業道等を適正に管理するとともに、未舗装道の舗装化により降雨からの侵食を防ぎ防災機能の向上を図ります。 	<p>1 公助</p> <p>(1) 農業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 湛水防除事業や土地改良事業等を導入し、排水機場や用排水路の計画的な修繕や更新等を進めるとともに、非常時における施設点検等の管理体制の充実を図ります。 ○ 農道の側溝及び法面を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止します。 ○ ハウス、農舎、その他共同利用農用施設等について、被害を最小限に止めるための対策を推進します。 ○ 畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、家畜の予防接種などを徹底します。 <p>(実施主体) 農林水産課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、春野地域振興課、農地基盤整備課、河川水路課</p> <p>(2) 林業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林道、森林作業道及び治山施設の被害防止のために各施設をあらかじめ調査及び補強を行う等の措置を実施します。 <p>(実施主体) 鏡地域振興課、土佐山地域振興課</p> <p>(略)</p> <p>第6節 中山間地域対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路交通の管理及び整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林道、基幹作業道等を適正に管理するとともに、未舗装道の舗装化により降雨からの侵食を防ぎ防災機能の向上を図ります。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>○ 道路が寸断された場合を想定し、防災関係機関等と連携し孤立地域に対する陸・空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築します。</p> <p>（実施主体） 防災政策課、地域防災推進課、耕地課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、道路管理課、道路整備課、県</p> <p>（略）</p> <p>（４） 応急体制の整備</p> <p>○ 迅速かつ的確な災害対応と円滑な災害対策支部の運営を図るための体制を整備します。</p> <p>○ 土砂災害等が発生した場合に備えて、一般社団法人高知県建設業協会等との連携による応急時の体制整備を図ります。</p> <p>（実施主体） 防災政策課、地域防災推進課、耕地課、道路管理課、道路整備課</p> <p>（略）</p> <p>第 7 節 防災啓発</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 自助・共助</p> <p>（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">2 公助</p> <p>（１） 防災教育及び啓発の実施</p> <p>（略）</p> <p>（実施主体） 防災政策課、地域防災推進課、広聴広報課、健康福祉総務課、産業政策課、商業振興・外商支援課、観光企画課、観光魅力創造課、学校教育課、消防局</p>	<p>○ 道路が寸断された場合を想定し、防災関係機関等と連携し孤立地域に対する陸・空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築します。</p> <p>（実施主体） 防災政策課、地域防災推進課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、道路管理課、道路維持課、道路整備課、河川水路課、県</p> <p>（略）</p> <p>（４） 応急体制の整備</p> <p>○ 迅速かつ的確な災害対応と円滑な災害対策支部の運営を図るための体制を整備します</p> <p>○ 土砂災害等が発生した場合に備えて、一般社団法人高知県建設業協会等との連携による応急時の体制整備を図ります。</p> <p>（実施主体） 防災政策課、地域防災推進課、道路管理課、道路維持課、道路整備課、河川水路課</p> <p>（略）</p> <p>第 7 節 防災啓発</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 自助・共助</p> <p>（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">2 公助</p> <p>（１） 防災教育及び啓発の実施</p> <p>（略）</p> <p>（実施主体） 防災政策課、地域防災推進課、広聴広報課、健康福祉総務課、産業政策課、商業振興課、外商支援課、観光企画課、観光魅力創造課、学校教育課、消防局</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(略)</p> <p>第8節 自主防災組織体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(1) 組織活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織等の地域団体は、平常時から地域の災害特性に応じた学習会、訓練、資機材整備等の自主防災活動を行うとともに、学校や消防団等の地域の様々な団体と連携し、その活動の活性化や継続に努めます。 ○ 民間事業者は、事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、建物の耐震化、防災訓練等を実施するとともに、取引先とのサプライチェーン確保等事業継続のための取組を強化するなど防災力向上に努めます。 <p><i>(実施主体) 民間事業者、地域団体等</i></p> <p>(略)</p> <p>第10節 要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(略)</p> <p>(3) 個別避難計画</p>	<p>(略)</p> <p>第8節 自主防災組織体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(1) 組織活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織等の地域団体は、平常時から地域の災害特性に応じた学習会、訓練、資機材整備等の自主防災活動を行うとともに、学校や消防団等の地域の様々な団体と連携し、その活動の活性化や継続に努めます。 ○ 民間事業者は、事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、建物の耐震化、防災訓練等の実施、取引先とのサプライチェーン確保等事業継続のための取組を強化するとともに、<u>地域における共助の重要な担い手として、平常時から防災訓練等を通じて地域住民との連携を図り、災害時には支援活動等の実施</u>など、防災力向上に努めます。 <p><i>(実施主体) 民間事業者、地域団体等</i></p> <p>(略)</p> <p>第10節 要配慮者対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(略)</p> <p>(3) 個別避難計画</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成に努めます。作成に当たっては、以下のとおり優先度を設定します。</p> <p>① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲次のいずれにも該当する者とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードリスクの高い地域に居住する者 ・ADL（日常生活動作）の低い者 <p>② 作成目標期間 令和3年度から起算しておおむね5年間とします。</p> <p>③ 作成の進め方 自助（自ら個別避難計画を作成すること）を基本として、共助・公助（自ら個別避難計画を作成することが困難な方について市が個別避難計画作成を支援すること）で補完していきます。</p> <p>○ 災対法第49条の14第1項及び第3項の規定に基づき、個別避難計画には以下①から④までの情報を記載するものとします。当該情報は個別避難計画作成に必要な個人情報であり、その入手方法については、関係各課で把握している情報の集約を行うとともに、市で把握できていない情報については、県その他の者に対し情報提供を求めます。避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員など）から情報を取得します。</p> <p>① 名簿情報</p>	<p>○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成に努めます。作成に当たっては、以下のとおり優先度を設定します。</p> <p>① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲次のいずれにも該当する者とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードリスクの高い地域に居住する者 ・ADL（日常生活動作）の低い者 <p>② 作成目標期間 令和3年度から起算しておおむね5年間とします。</p> <p>③ 作成の進め方 自助（自ら個別避難計画を作成すること）を基本として、共助・公助（自ら個別避難計画を作成することが困難な方について市が個別避難計画作成を支援すること）で補完していきます。</p> <p>○ 災対法第49条の14第1項及び第3項の規定に基づき、個別避難計画には以下①から④までの情報を記載するものとします。当該情報は個別避難計画作成に必要な個人情報であり、その入手方法については、関係各課で把握している情報の集約を行うとともに、市で把握できていない情報については、県その他の者に対し情報提供を求めます。避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員など）から情報を取得します。</p> <p>① 名簿情報</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>② 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</p> <p>③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>④ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</p> <p>○ 個別避難計画の作成に際しては、個別避難計画を作成すること及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報（個別避難計画情報）を平常時から避難支援等関係者へ提供することについて、当該避難行動要支援者本人に意思確認を行います。</p> <p>○ 本人や家族の申し出、平常時からの訪問活動、見守り活動及び防災活動などの契機を通じて、個別避難計画の更新の必要性を確認します。避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）、災害時の情報伝達（緊急連絡先等）又は避難誘導（避難支援等実施者、避難先等）等の事情に変更があれば、更新を行うよう努めます。更新の周期については、本人又は避難支援等関係者から変更の申出があった場合に随時行うよう努めます。</p> <p>○ 個別避難計画については、避難行動要支援者及び第三者のプライバシーを保護するとともに、個別避難計画を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保するために適正に管理します。</p> <p>○ 災対法第 49 条の 15 第 2 項の規定に基づき、災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとの避難支援等の実効性を高めるため、避難支援等関係者となる者（その連合体を含む。）に対して、個別避難計画情報を平常時から提供するものとします。</p> <p>○ 災対法第 49 条の 16 の規定に基づき、個別避難計画情報の提供に際して情報漏えいを防止し、避難行動要支援者及び第三者の権</p>	<p>② 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</p> <p>③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>④ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</p> <p>○ 個別避難計画の作成に際しては、個別避難計画を作成すること及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報（個別避難計画情報）を平常時から避難支援等関係者へ提供することについて、当該避難行動要支援者本人に意思確認を行います。</p> <p>○ 本人や家族の申し出、平常時からの訪問活動、見守り活動及び防災活動などの契機を通じて、個別避難計画の更新の必要性を確認します。避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）、災害時の情報伝達（緊急連絡先等）又は避難誘導（避難支援等実施者、避難先等）等の事情に変更があれば、更新を行うよう努めます。更新の周期については、本人又は避難支援等関係者から変更の申出があった場合に随時行うよう努めます。</p> <p>○ 個別避難計画については、避難行動要支援者及び第三者のプライバシーを保護するとともに、個別避難計画を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保するために適正に管理します。</p> <p>○ 災対法第 49 条の 15 第 2 項の規定に基づき、災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとの避難支援等の実効性を高めるため、避難支援等関係者となる者（その連合体を含む。）に対して、個別避難計画情報を平常時から提供するものとします。</p> <p>○ 災対法第 49 条の 16 の規定に基づき、個別避難計画情報の提供に際して情報漏えいを防止し、避難行動要支援者及び第三者の権</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>利利益を保護するために市が講ずる措置として、以下の措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理者を限定するよう説明すること ② 個人情報が無用に共有、利用されないようにすること ③ 守秘義務が課せられていることを十分に説明すること ④ 施 厳重な保管を行うよう依頼すること ⑤ 必要以上に複製しないよう説明すること ⑥ 必要に応じて管理状況の報告を求めること ⑦ 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、当該個別避難計画情報の活用後に廃棄・返却等を求めること ⑧ 個人情報の適正管理に関する研修を開催すること <p>（略）</p> <p>第 12 節 受援体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（略）</p> <p>（2）受援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高知市受援計画」を準用し、国・県・他市町村等からの外部支援の受入れや適切な配分など、受援に係る総合調整を早期かつ円滑に行うために、庁内の受援体制を確立します。 ○ 「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」及び「高知市受援計画」の実効性確保と発災時の対応力向上のため、定期的な訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。 <p>（実施主体）防災政策課、人事課、各課</p>	<p>利利益を保護するために市が講ずる措置として、以下の措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管理者を限定するよう説明すること ② 個人情報が無用に共有、利用されないようにすること ③ 守秘義務が課せられていることを十分に説明すること ④ 厳重な保管を行うよう依頼すること ⑤ 必要以上に複製しないよう説明すること ⑥ 必要に応じて管理状況の報告を求めること ⑦ 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、当該個別避難計画情報の活用後に廃棄・返却等を求めること ⑧ 個人情報の適正管理に関する研修を開催すること <p>（略）</p> <p>第 12 節 受援体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（略）</p> <p>（2）受援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高知市受援計画」に基づき、国・県・他市町村等からの外部支援の受入れや適切な配分など、受援に係る総合調整を早期かつ円滑に行うために、庁内の受援体制を確立します。 ○ 「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」及び「高知市受援計画」の実効性確保と発災時の対応力向上のため、定期的な訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。 <p>（実施主体）防災政策課、人事課、職員厚生課、各課</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(略)</p> <p>第 13 節 災害情報等の収集伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(1) 収集伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況等各種情報の迅速な収集伝達及び共有化を図るために市総合防災情報システムの更なる充実を図ります。 ○ 防災関係機関や指定避難所等を結ぶ防災行政無線等の整備をはじめ、消防、清掃等の部局内専用無線などの通信ネットワークを充実させて、収集伝達機能の強化を図ります。 ○ 「Jアラート（全国瞬時警報システム）」から受信した緊急情報を、固定系防災行政無線から市民等へ瞬時に伝達できる体制を整えます。 ○ 災害時優先電話の確保や衛星通信の活用など関係機関との協議を踏まえ、情報収集伝達機能の多様化を図ります。 ○ 自主防災組織等のネットワーク化や民生委員及び児童委員との連携強化、アマチュア無線の整備等により地域の被害情報等の収集体制を確立します。 ○ 雨量監視システム、県総合防災情報システム、民間気象会社等を活用した気象情報等の収集体制を整備します。 ○ 災害時の情報収集の中核となる通信指令システムの更新による機能確保と、消防救急デジタル無線による情報収集体制の強化を図ります。 	<p>(略)</p> <p>第 13 節 災害情報等の収集伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(1) 収集伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況等各種情報の迅速な収集伝達及び共有化を図るために市総合防災情報システムの更なる充実を図ります。 ○ 防災関係機関や指定避難所等を結ぶ防災行政無線等の整備をはじめ、消防、清掃等の部局内専用無線などの通信ネットワークを充実させて、収集伝達機能の強化を図ります。 ○ 「Jアラート（全国瞬時警報システム）」から受信した緊急情報を、固定系防災行政無線から市民等へ瞬時に伝達できる体制を整えます。 ○ 災害時優先電話の確保や衛星通信の活用など関係機関との協議を踏まえ、情報収集伝達機能の多様化を図ります。 ○ 自主防災組織等のネットワーク化や民生委員及び児童委員との連携強化、アマチュア無線の整備等により地域の被害情報等の収集体制を確立します。 ○ 雨量監視システム、県総合防災情報システム、民間気象会社等を活用した気象情報等の収集体制を整備します。 ○ 災害時の情報収集の中核となる通信指令システムの更新による機能確保と、消防救急デジタル無線による情報収集体制の強化を図ります。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>○ SNSなど多様な伝達手段を活用し、災害情報を分かりやすく提供する仕組みを構築します。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>（3）被害情報等収集体制の整備</p> <p>○ 道路台帳等各施設のデータ化や共有化を行い、迅速な復旧業務につなげます。</p> <p>○ 「高知市住家及び非住家被害認定マニュアル」に基づき、被害調査の平準化を図ります。</p> <p>○ 下水道等各施設の被害状況調査マニュアルを作成し調査の迅速化を図ります。</p> <p>（実施主体） 税務管理課、市民税課、資産税課、耕地課、住宅政策課、道路管理課、河川水路課、上下水道局</p> <p>（略）</p> <p>第15節 避難施設及び体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>○ SNSなど多様な伝達手段を活用し、災害情報を分かりやすく提供する仕組みを構築します。</p> <p><u>○ 各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めます。</u></p> <p>（略）</p> <p>（3）被害情報等収集体制の整備</p> <p>○ 道路台帳等各施設のデータ化や共有化を行い、迅速な復旧業務につなげます。</p> <p>○ 「高知市住家及び非住家被害認定マニュアル」に基づき、被害調査の平準化を図ります。</p> <p>○ 下水道等各施設の被害状況調査マニュアルを作成し調査の迅速化を図ります。</p> <p>（実施主体） 税務管理課、市民税課、資産税課、住宅政策課、道路管理課、河川水路課、上下水道局</p> <p>（略）</p> <p>第15節 避難施設及び体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（略）</p> <p><u>（2）災害時協力避難所の登録</u></p> <p><u>○ 災害時に避難所として活用できる民間施設を災害時協力避難所として事前に登録し、民間事業者等による自発的な避難所の開設・運営を促進することにより、指定避難所の生活環境の改善や発災後の支援の円滑化を図ります。</u></p> <p><u>○ 登録後は、希望に応じて、ホームページ等での公表や自主防災</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(2) 福祉避難所の指定 (略)</p> <p>(3) 緊急避難場所及び避難所の整備 (略)</p> <p>(4) 避難所の開設及び運営体制の整備 (略)</p> <p>(5) 避難所における良好な生活環境の確保 (略)</p> <p>(6) 福祉避難所の開設及び運営体制の整備 (略)</p> <p>(7) 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>(8) 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報 (略)</p> <p>第16節 備蓄体制の整備 (略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助 (略)</p> <p>2 公助 (略)</p> <p>(3) 流通業界との協定</p> <p>○ 備蓄物資が不足する場合を想定し、あらかじめ県内外流通業者等と生活必需物資等の供給協定を締結します。</p> <p>(実施主体) <u>商業振興・外商支援課</u></p>	<p><u>組織等への情報提供を行います。</u></p> <p><u>(実施主体) 防災政策課</u></p> <p>(3) 福祉避難所の指定 (略)</p> <p>(4) 緊急避難場所及び避難所の整備 (略)</p> <p>(5) 避難所の開設及び運営体制の整備 (略)</p> <p>(6) 避難所における良好な生活環境の確保 (略)</p> <p>(7) 福祉避難所の開設及び運営体制の整備 (略)</p> <p>(8) 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>(9) 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報 (略)</p> <p>第16節 備蓄体制の整備 (略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助 (略)</p> <p>2 公助 (略)</p> <p>(3) 流通業界との協定</p> <p>○ 備蓄物資が不足する場合を想定し、あらかじめ県内外流通業者等と生活必需物資等の供給協定を締結します。</p> <p>(実施主体) <u>商業振興課、外商支援課</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(4) 応急対策用資機材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の応急対策工事等に必要な資機材については、関係業者との応援協定等連携体制の整備と併せて、備蓄しておくことが適当な資機材はあらかじめ備蓄します。 <p>(実施主体) 道路管理課, 道路整備課, 河川水路課, 上下水道局, 各課</p> <p>(略)</p> <p>第17節 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 緊急輸送ルートの設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上輸送確保のために「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」で設定された第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点施設を結ぶ道路を第3次緊急輸送道路として設定します。 ○ 空路輸送確保のために県や自衛隊との連携を図るとともに、被害想定等も考慮し臨時ヘリポートを分散して選定します。 ○ 臨時ヘリポートについては、有効に機能させるための運用体制を明確にするとともに、ヘリサインについても県と連携し整備に努めます。 ○ 海上輸送確保のために港湾施設及び船舶の使用について、国、港湾管理者等と協議し連携体制を確立するとともに、必要な人員、資機材等を確保します。 <p>(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, <u>商業振興・外商支援課</u>, <u>耕地課</u>, 道路管理課, 道路整備課</p>	<p>(4) 応急対策用資機材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の応急対策工事等に必要な資機材については、関係業者との応援協定等連携体制の整備と併せて、備蓄しておくことが適当な資機材はあらかじめ備蓄します。 <p>(実施主体) 道路管理課, <u>道路維持課</u>, 道路整備課, 河川水路課, 上下水道局, 各課</p> <p>(略)</p> <p>第17節 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 緊急輸送ルートの設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上輸送確保のために「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」で設定された第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点施設を結ぶ道路を第3次緊急輸送道路として設定します。 ○ 空路輸送確保のために県や自衛隊との連携を図るとともに、被害想定等も考慮し臨時ヘリポートを分散して選定します。 ○ 臨時ヘリポートについては、有効に機能させるための運用体制を明確にするとともに、ヘリサインについても県と連携し整備に努めます。 ○ 海上輸送確保のために港湾施設及び船舶の使用について、国、港湾管理者等と協議し連携体制を確立するとともに、必要な人員、資機材等を確保します。 <p>(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, <u>商業振興課</u>, <u>外商支援課</u>, 道路管理課, <u>道路維持課</u>, 道路整備課, <u>河川水路課</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>（２）緊急輸送ルートの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設については、市道はもとより国道・県道についても、施設管理者への要請や協議などを通じ、危険箇所や埋設物情報の共有化及び橋りょうの補強に努めます。 ○ 都市計画道路の整備促進に努めます。 ○ 発災時の緊急輸送道路機能の確保のため、道路に埋設している非耐震防火水槽の撤去等を行います。 <p>（実施主体） 耕地課、道路管理課、道路整備課、消防局</p> <p>（３）連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の道路交通を確保するために交通規制や緊急車両の通行などについて県警察本部等との連携体制を確立します。 ○ 道路施設の効率的な応急対策を実施するために防災関係機関等との連携体制を確立します。 ○ 道路施設の応急対策等必要な資機材については、既に協定を締結している一般社団法人高知県建設業協会等との連携や県外業者との協定を検討するなど調達体制を確立します。 <p>（実施主体） 耕地課、道路管理課、道路整備課</p> <p>（４）資機材等集積場所の抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援協定等に基づき県内外から供給される応急用資機材等の集積場所についてあらかじめ候補地を抽出し、災害発生後はその被害状況に応じて集積場所を設定します。 <p>（実施主体） みどり課、住宅政策課、道路管理課、道路整備課、上下水道局</p> <p>（５）緊急輸送車両の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送拠点に集積した資機材等を市内各地に迅速に輸送するため 	<p>（２）緊急輸送ルートの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設については、市道はもとより国道・県道についても、施設管理者への要請や協議などを通じ、危険箇所や埋設物情報の共有化及び橋りょうの補強に努めます。 ○ 都市計画道路の整備促進に努めます。 ○ 発災時の緊急輸送道路機能の確保のため、道路に埋設している非耐震防火水槽の撤去等を行います。 <p>（実施主体） 道路管理課、道路整備課、河川水路課、消防局</p> <p>（３）連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の道路交通を確保するために交通規制や緊急車両の通行などについて県警察本部等との連携体制を確立します。 ○ 道路施設の効率的な応急対策を実施するために防災関係機関等との連携体制を確立します。 ○ 道路施設の応急対策等必要な資機材については、既に協定を締結している一般社団法人高知県建設業協会等との連携や県外業者との協定を検討するなど調達体制を確立します。 <p>（実施主体） 道路管理課、道路維持課、道路整備課、河川水路課</p> <p>（４）資機材等集積場所の抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援協定等に基づき県内外から供給される応急用資機材等の集積場所についてあらかじめ候補地を抽出し、災害発生後はその被害状況に応じて集積場所を設定します。 <p>（実施主体） みどり課、住宅政策課、道路管理課、道路維持課、道路整備課、上下水道局</p> <p>（５）緊急輸送車両の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送拠点に集積した資機材等を市内各地に迅速に輸送するため

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>に、運送事業者等との連携及び県への要請により緊急輸送車両を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送車両の燃料については、県石油業協同組合との協定に基づく円滑な供給体制を確立します。 ○ 応急対策活動に使用する車両を<u>公安委員会へ事前届出することにより、災害発生後における確認標章や証明書の交付時間を短縮し、</u>迅速な活動につなげます。 <p>（略）</p> <p>第 18 節 救急・救助体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 自助・共助</p> <p>（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">2 公助</p> <p>（略）</p> <p>（8）人的被害情報の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害時における人的被害情報の対応に当たるための体制を構築します。</u> ○ <u>要救助者の迅速かつ円滑な救助活動に資する安否不明者の氏名等の公表に関する取扱いを整理したマニュアルを作成します。</u> <p>（実施主体） 防災政策課</p> <p>（略）</p> <p>第 24 節 応急仮設住宅の整備</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 公助</p>	<p>に、運送事業者等との連携及び県への要請により緊急輸送車両を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送車両の燃料については、県石油業協同組合との協定に基づく円滑な供給体制を確立します。 ○ 応急対策活動に使用する車両<u>については、事前に公安委員会から緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けることにより、災害発生後の</u>迅速な活動につなげます。 <p>（略）</p> <p>第 18 節 救急・救助体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 自助・共助</p> <p>（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">2 公助</p> <p>（略）</p> <p>（8）人的被害情報の提供に係る体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>「災害時における安否不明者等の氏名等の取扱いに係る対応マニュアル」に基づき、安否不明者等に関する県への情報提供を、迅速かつ円滑に行うため、定期的に研修や訓練を実施して、庁内の体制を確立します。</u> <p>（実施主体） 防災政策課、各課</p> <p>（略）</p> <p>第 24 節 応急仮設住宅の整備</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 公助</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(1) 住宅被災者に対する対応の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後、速やかに被災者に対し応急仮設住宅等の供給を実施するために必要な応急仮設住宅を建設できる体制を事前に確立します。 ○ 建設業者や公益社団法人高知県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会県本部と連携し、応急仮設住宅建設や民間住宅のあっせんが行える体制を確立します。 <p>(略)</p> <p>第 32 節 自発的支援の受入れ体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) ボランティアの受入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内外のボランティア団体等が円滑な活動を実施するために社会福祉法人高知県社会福祉協議会をはじめ高知市社会福祉協議会、市民活動団体等と平常時から連携及び協議し社会福祉法人高知県社会福祉協議会が作成した「災害ボランティア活動支援マニュアル」に沿った体制の整備を図ります。 <p>(略)</p> <p>(3) 救援物資等の受入れ・供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国、県、他市町村、協定先の民間事業者等から供給される救援物資等は、物資配送拠点で受け入れて、物流事業者等の協力を得て指定避難所へ速やかに配送します。 	<p>(1) 住宅被災者に対する対応の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後、速やかに被災者に対し応急仮設住宅等の供給を実施するために必要な応急仮設住宅を建設できる体制を事前に確立します。 ○ 建設業者や公益社団法人高知県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会県本部と連携し、応急仮設住宅建設や民間住宅の供与が行える体制を確立します。 <p>(略)</p> <p>第 32 節 自発的支援の受入れ体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) ボランティアの受入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内外のボランティア団体等が円滑な活動を実施するために社会福祉法人高知県社会福祉協議会をはじめ高知市社会福祉協議会、市民活動団体等と平常時から連携及び協議し、高知市災害ボランティアセンターネットワーク会議及び社会福祉法人高知市社会福祉協議会が作成した「高知市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に沿った体制の整備を図ります。 <p>(略)</p> <p>(3) 救援物資等の受入れ・供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高知市物資配送計画」に基づき、国、県、他市町村、協定先の民間事業者等から供給される救援物資等は、物資配送拠点で受け入れて、物流事業者等の協力を得て指定避難所へ速やかに配送します。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																																		
	<p>○ 「高知市物資配送計画」 <u>に基づき、物資配送拠点での仕分けや避難所等への配送を効率的に行うために</u> 物流業者等との協定締結を推進します。</p> <p>（実施主体） 防災政策課、産業政策課、<u>商業振興・外商支援課</u> （略）</p> <p>第2章 災害応急対策計画 （略）</p> <p>第1節 災害対策（水防）本部の設置及び運営 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 公助 （略）</p> <p>【資料1】災害対策（水防）本部設置基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 20%;">配備基準</th> <th style="width: 20%;">動員内容</th> <th style="width: 40%;">編成人員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水防本部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">準備配備体制</td> <td> <input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 連絡体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 大雨注意報（浸水に関するもの）・洪水注意報が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> （必要に応じて）重要スクリーン班 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2 （連絡体制）</td> <td> <input type="checkbox"/> 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが、準備配備 </td> <td> <input type="checkbox"/> 災害情報の収集、分析及び伝達体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局 </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	配備基準	動員内容	編成人員等	水防本部	準備配備体制	<input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 連絡体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局	<input type="checkbox"/> 大雨注意報（浸水に関するもの）・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制	<input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> （必要に応じて）重要スクリーン班	第2 （連絡体制）	<input type="checkbox"/> 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが、準備配備	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集、分析及び伝達体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局	<p>○ 「高知市物資配送計画」 <u>の実効性確保と災害時の対応力向上のため、物流事業者等との協定締結を推進するとともに、新物資システム（B-PLo）の操作研修や訓練の実施に努めます。</u></p> <p>（実施主体） 防災政策課、産業政策課、<u>商業振興課、外商支援課</u> （略）</p> <p>第2章 災害応急対策計画 （略）</p> <p>第1節 災害対策（水防）本部の設置及び運営 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 公助 （略）</p> <p>【資料1】災害対策（水防）本部設置基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 20%;">配備基準</th> <th style="width: 20%;">動員内容</th> <th style="width: 40%;">編成人員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水防本部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">準備配備体制</td> <td> <input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 連絡体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 大雨注意報（浸水に関するもの）・洪水注意報が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> （必要に応じて）重要スクリーン班 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2 （連絡体制）</td> <td> <input type="checkbox"/> 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが、準備配備 </td> <td> <input type="checkbox"/> 災害情報の収集、分析及び伝達体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局 </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	配備基準	動員内容	編成人員等	水防本部	準備配備体制	<input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 連絡体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局	<input type="checkbox"/> 大雨注意報（浸水に関するもの）・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制	<input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> （必要に応じて）重要スクリーン班	第2 （連絡体制）	<input type="checkbox"/> 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが、準備配備	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集、分析及び伝達体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局
区	分	配備基準	動員内容	編成人員等																																
水防本部	準備配備体制	<input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 連絡体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局																																
		<input type="checkbox"/> 大雨注意報（浸水に関するもの）・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制	<input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> （必要に応じて）重要スクリーン班																																
	第2 （連絡体制）	<input type="checkbox"/> 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが、準備配備	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集、分析及び伝達体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局																																
区	分	配備基準	動員内容	編成人員等																																
水防本部	準備配備体制	<input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 連絡体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局																																
		<input type="checkbox"/> 大雨注意報（浸水に関するもの）・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制	<input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> （必要に応じて）重要スクリーン班																																
	第2 （連絡体制）	<input type="checkbox"/> 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが、準備配備	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集、分析及び伝達体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局																																

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）				新（修正後）			
災害対策本部		第3 (注意体制)	第3（注意体制）に至らないと判断される場合 <input type="checkbox"/> 暴風に関する警報・波浪警報が発表され、配備が必要と判断される場合	<input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制	<input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 重要スクリーン班	第3（注意体制）に至らないと判断される場合 <input type="checkbox"/> 暴風に関する警報・波浪警報が発表され、配備が必要と判断される場合	<input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制	<input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 重要スクリーン班
			<input type="checkbox"/> 大雨その他の注意報、又は警報が発表され災害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕のある場合	<input type="checkbox"/> (必要に応じて)危険箇所警戒体制	<input type="checkbox"/> (必要に応じて)応急対策班	<input type="checkbox"/> (必要に応じて)危険箇所警戒体制	<input type="checkbox"/> (必要に応じて)応急対策班	
	災害対策本部	第1次配備体制 (警戒体制)	<input type="checkbox"/> 大雨その他の注意報、又は警報が発表され災害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕のある場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たり、状況により第1次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 大雨その他の注意報、又は警報が発表され災害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕のある場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たり、状況により第1次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
			<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 大雨その他の警報が発表されるとともに、災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合 <input type="checkbox"/> 市内の一部で災害が発生しつつある場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒体制 <input type="checkbox"/> 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒体制 <input type="checkbox"/> 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	
			<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合	<input type="checkbox"/> 第1次配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第3次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 大雨その他の警報が発表されるとともに、災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合 <input type="checkbox"/> 市内の一部で災害が発生しつつある場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒体制 <input type="checkbox"/> 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制	
	災害対策本部	第2次配備体制 (非常体制)	<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合	<input type="checkbox"/> 第1次配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第3次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合	<input type="checkbox"/> 第1次配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第3次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合			<input type="checkbox"/> 第1次配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第3次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒体制 <input type="checkbox"/> 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制		
<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合			<input type="checkbox"/> 第1次配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第3次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒体制 <input type="checkbox"/> 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制		

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）					新（修正後）						
			第3次配備体制 （緊急非常体制）	<input type="checkbox"/> 市全域に大災害が発生し、又は発生のおそれのある場合 <input type="checkbox"/> 局地的であっても被害が特に甚大である場合	<input type="checkbox"/> 全職員をもって直ちに全活動を行うことができる体制	<input type="checkbox"/> 全職員			第3次配備体制 （緊急非常体制）	<input type="checkbox"/> 市全域に大災害が発生し、又は発生のおそれのある場合 <input type="checkbox"/> 局地的であっても被害が特に甚大である場合	<input type="checkbox"/> 全職員をもって直ちに全活動を行うことができる体制	<input type="checkbox"/> 全職員

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																																
	【資料 4】 班別応急対策業務分担表	【資料 4】 班別応急対策業務分担表																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">本 部 等</th> <th style="width: 80%;">担当業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本部員会議</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">統括本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊派遣の要請に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部局連絡員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各部局との連絡及び本部情報の伝達に関すること ▶ 各部局における災害応急対策の実施情報の把握及び調整に関すること </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">総合対策部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合対策班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本部員会議の事務に関すること ▶ 気象及び災害情報の収集及び整理に関すること ▶ 災害情報の発信、防災関連システムの運用等に関すること ▶ 自衛隊や地方公共団体等への応援要請に関すること ▶ その他災害対策（水防）本部の運営及び事務に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報分析班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民からの通報情報等の整理、分析及び対応状況の確認に関すること ▶ 総合状況図の作成、維持管理に関すること </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">総務・情報部</td> </tr> </tbody> </table>	本 部 等	担当業務内容	本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること 	統括本部	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊派遣の要請に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること 	部局連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各部局との連絡及び本部情報の伝達に関すること ▶ 各部局における災害応急対策の実施情報の把握及び調整に関すること 	総合対策部		総合対策班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本部員会議の事務に関すること ▶ 気象及び災害情報の収集及び整理に関すること ▶ 災害情報の発信、防災関連システムの運用等に関すること ▶ 自衛隊や地方公共団体等への応援要請に関すること ▶ その他災害対策（水防）本部の運営及び事務に関すること 	情報分析班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民からの通報情報等の整理、分析及び対応状況の確認に関すること ▶ 総合状況図の作成、維持管理に関すること 	総務・情報部		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">本 部 等</th> <th style="width: 80%;">担当業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本部員会議</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">統括本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊派遣の要請に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部局連絡員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各部局との連絡及び本部情報の伝達に関すること ▶ 各部局における災害応急対策の実施情報の把握及び調整に関すること </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">総合対策部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合対策班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本部員会議の事務に関すること ▶ 気象及び災害情報の収集及び整理に関すること ▶ 災害情報の発信、防災関連システムの運用等に関すること ▶ 自衛隊や地方公共団体等への応援要請に関すること ▶ その他災害対策（水防）本部の運営及び事務に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報分析班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民からの通報情報等の整理、分析及び対応状況の確認に関すること ▶ 総合状況図の作成、維持管理に関すること </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">総務・情報部</td> </tr> </tbody> </table>	本 部 等	担当業務内容	本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること 	統括本部	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊派遣の要請に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること 	部局連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各部局との連絡及び本部情報の伝達に関すること ▶ 各部局における災害応急対策の実施情報の把握及び調整に関すること 	総合対策部		総合対策班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本部員会議の事務に関すること ▶ 気象及び災害情報の収集及び整理に関すること ▶ 災害情報の発信、防災関連システムの運用等に関すること ▶ 自衛隊や地方公共団体等への応援要請に関すること ▶ その他災害対策（水防）本部の運営及び事務に関すること 	情報分析班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民からの通報情報等の整理、分析及び対応状況の確認に関すること ▶ 総合状況図の作成、維持管理に関すること 	総務・情報部	
本 部 等	担当業務内容																																	
本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること 																																	
統括本部	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊派遣の要請に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること 																																	
部局連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各部局との連絡及び本部情報の伝達に関すること ▶ 各部局における災害応急対策の実施情報の把握及び調整に関すること 																																	
総合対策部																																		
総合対策班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本部員会議の事務に関すること ▶ 気象及び災害情報の収集及び整理に関すること ▶ 災害情報の発信、防災関連システムの運用等に関すること ▶ 自衛隊や地方公共団体等への応援要請に関すること ▶ その他災害対策（水防）本部の運営及び事務に関すること 																																	
情報分析班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民からの通報情報等の整理、分析及び対応状況の確認に関すること ▶ 総合状況図の作成、維持管理に関すること 																																	
総務・情報部																																		
本 部 等	担当業務内容																																	
本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること 																																	
統括本部	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策（水防）本部の設置、解散及び配備体制の決定に関すること ▶ 災害対策（水防）本部の統括及び調整に関すること ▶ 避難情報に関すること ▶ 自衛隊派遣の要請に関すること ▶ その他重要な事項の決定に関すること 																																	
部局連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各部局との連絡及び本部情報の伝達に関すること ▶ 各部局における災害応急対策の実施情報の把握及び調整に関すること 																																	
総合対策部																																		
総合対策班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本部員会議の事務に関すること ▶ 気象及び災害情報の収集及び整理に関すること ▶ 災害情報の発信、防災関連システムの運用等に関すること ▶ 自衛隊や地方公共団体等への応援要請に関すること ▶ その他災害対策（水防）本部の運営及び事務に関すること 																																	
情報分析班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民からの通報情報等の整理、分析及び対応状況の確認に関すること ▶ 総合状況図の作成、維持管理に関すること 																																	
総務・情報部																																		

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総務・情報受理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 電話による各種情報の受理に関する事 ▶ 受理情報のデータ入力に関する事 ▶ 総務・情報部各班の活動支援に関する事 ▶ 防災行政無線の通信に関する事 ▶ 電話交換の操作に関する事 </td> </tr> <tr> <td>車両管理班</td> <td>▶ 応急活動用車両の確保、管理等の配車に関する事</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害広報全般に関する事 ▶ 報道機関との連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>情報入力班</td> <td>▶ 災害情報等のデータ入力等に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">応急対策部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現地対策室</td> </tr> <tr> <td>現地対策総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 </td> </tr> <tr> <td>応急対策班・ 応急対策支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 危険箇所の巡視警戒に関する事 ▶ 予防、応急措置等の活動に関する事 ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関する事 ▶ 倒木に対する緊急措置に関する事 </td> </tr> <tr> <td>市営住宅班</td> <td>▶ 市営住宅の管理等に関する事</td> </tr> <tr> <td>道路管理班</td> <td>▶ 市道の管理等に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">浸水対策室</td> </tr> <tr> <td>浸水対策総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 </td> </tr> <tr> <td>排水施設班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 排水施設等の管理、運営等、排水措置の実施に関する事 ▶ スクリーンのじんかい処理に関する事 </td> </tr> <tr> <td>重要スクリーン班</td> <td>▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関する事</td> </tr> </table>	総務・情報受理班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電話による各種情報の受理に関する事 ▶ 受理情報のデータ入力に関する事 ▶ 総務・情報部各班の活動支援に関する事 ▶ 防災行政無線の通信に関する事 ▶ 電話交換の操作に関する事 	車両管理班	▶ 応急活動用車両の確保、管理等の配車に関する事	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害広報全般に関する事 ▶ 報道機関との連絡調整に関する事 	情報入力班	▶ 災害情報等のデータ入力等に関する事	応急対策部		現地対策室		現地対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 	応急対策班・ 応急対策支援班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 危険箇所の巡視警戒に関する事 ▶ 予防、応急措置等の活動に関する事 ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関する事 ▶ 倒木に対する緊急措置に関する事 	市営住宅班	▶ 市営住宅の管理等に関する事	道路管理班	▶ 市道の管理等に関する事	浸水対策室		浸水対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 	排水施設班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排水施設等の管理、運営等、排水措置の実施に関する事 ▶ スクリーンのじんかい処理に関する事 	重要スクリーン班	▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関する事	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総務・情報受理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 電話による各種情報の受理に関する事 ▶ 受理情報のデータ入力に関する事 ▶ 総務・情報部各班の活動支援に関する事 ▶ 防災行政無線の通信に関する事 ▶ 電話交換の操作に関する事 </td> </tr> <tr> <td>車両管理班</td> <td>▶ 応急活動用車両の確保、管理等の配車に関する事</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害広報全般に関する事 ▶ 報道機関との連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>情報入力班</td> <td>▶ 災害情報等のデータ入力等に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">応急対策部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現地対策室</td> </tr> <tr> <td>現地対策総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 </td> </tr> <tr> <td>応急対策班・ 応急対策支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 危険箇所の巡視警戒に関する事 ▶ 予防、応急措置等の活動に関する事 ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関する事 ▶ 倒木に対する緊急措置に関する事 </td> </tr> <tr> <td>市営住宅班</td> <td>▶ 市営住宅の管理等に関する事</td> </tr> <tr> <td>道路管理班</td> <td>▶ 市道の管理等に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">浸水対策室</td> </tr> <tr> <td>浸水対策総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 </td> </tr> <tr> <td>排水施設班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 排水施設等の管理、運営等、排水措置の実施に関する事 ▶ スクリーンのじんかい処理に関する事 </td> </tr> <tr> <td>重要スクリーン班</td> <td>▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関する事</td> </tr> </table>	総務・情報受理班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電話による各種情報の受理に関する事 ▶ 受理情報のデータ入力に関する事 ▶ 総務・情報部各班の活動支援に関する事 ▶ 防災行政無線の通信に関する事 ▶ 電話交換の操作に関する事 	車両管理班	▶ 応急活動用車両の確保、管理等の配車に関する事	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害広報全般に関する事 ▶ 報道機関との連絡調整に関する事 	情報入力班	▶ 災害情報等のデータ入力等に関する事	応急対策部		現地対策室		現地対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 	応急対策班・ 応急対策支援班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 危険箇所の巡視警戒に関する事 ▶ 予防、応急措置等の活動に関する事 ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関する事 ▶ 倒木に対する緊急措置に関する事 	市営住宅班	▶ 市営住宅の管理等に関する事	道路管理班	▶ 市道の管理等に関する事	浸水対策室		浸水対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 	排水施設班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排水施設等の管理、運営等、排水措置の実施に関する事 ▶ スクリーンのじんかい処理に関する事 	重要スクリーン班	▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関する事
総務・情報受理班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電話による各種情報の受理に関する事 ▶ 受理情報のデータ入力に関する事 ▶ 総務・情報部各班の活動支援に関する事 ▶ 防災行政無線の通信に関する事 ▶ 電話交換の操作に関する事 																																																									
車両管理班	▶ 応急活動用車両の確保、管理等の配車に関する事																																																									
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害広報全般に関する事 ▶ 報道機関との連絡調整に関する事 																																																									
情報入力班	▶ 災害情報等のデータ入力等に関する事																																																									
応急対策部																																																										
現地対策室																																																										
現地対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 																																																									
応急対策班・ 応急対策支援班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 危険箇所の巡視警戒に関する事 ▶ 予防、応急措置等の活動に関する事 ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関する事 ▶ 倒木に対する緊急措置に関する事 																																																									
市営住宅班	▶ 市営住宅の管理等に関する事																																																									
道路管理班	▶ 市道の管理等に関する事																																																									
浸水対策室																																																										
浸水対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 																																																									
排水施設班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排水施設等の管理、運営等、排水措置の実施に関する事 ▶ スクリーンのじんかい処理に関する事 																																																									
重要スクリーン班	▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関する事																																																									
総務・情報受理班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電話による各種情報の受理に関する事 ▶ 受理情報のデータ入力に関する事 ▶ 総務・情報部各班の活動支援に関する事 ▶ 防災行政無線の通信に関する事 ▶ 電話交換の操作に関する事 																																																									
車両管理班	▶ 応急活動用車両の確保、管理等の配車に関する事																																																									
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害広報全般に関する事 ▶ 報道機関との連絡調整に関する事 																																																									
情報入力班	▶ 災害情報等のデータ入力等に関する事																																																									
応急対策部																																																										
現地対策室																																																										
現地対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 																																																									
応急対策班・ 応急対策支援班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 危険箇所の巡視警戒に関する事 ▶ 予防、応急措置等の活動に関する事 ▶ 崖地等の被害調査及び緊急措置に関する事 ▶ 倒木に対する緊急措置に関する事 																																																									
市営住宅班	▶ 市営住宅の管理等に関する事																																																									
道路管理班	▶ 市道の管理等に関する事																																																									
浸水対策室																																																										
浸水対策総務班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各班との連絡及び調整に関する事 ▶ 各班の運用に関する事 ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関する事 ▶ クロノロジー（活動記録）に関する事 																																																									
排水施設班	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排水施設等の管理、運営等、排水措置の実施に関する事 ▶ スクリーンのじんかい処理に関する事 																																																									
重要スクリーン班	▶ 重要スクリーンのじんかい処理に関する事																																																									

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）		
	河川管理班	▶ 河川及び水路の管理全般に関すること	河川管理班	▶ 河川及び水路の管理全般に関すること
	ポンプ設備管理班	▶ ポンプ設備等の管理に関すること	ポンプ設備管理班	▶ ポンプ設備等の管理に関すること
	廃棄物対策部		廃棄物対策部	
	現場対策室		現場対策室	
	廃棄物対策総務班	▶ 各班との連絡調整及び活動支援に関すること ▶ 電話による各種の情報の受理に関すること ▶ 有害物質の発生源探求に関すること ▶ 水質汚濁及びその他公害に係る調査及び防止対策に関すること ▶ し尿の収集に関すること	廃棄物対策総務班	▶ 各班との連絡調整及び活動支援に関すること ▶ 電話による各種の情報の受理に関すること ▶ 有害物質の発生源探求に関すること ▶ 水質汚濁及びその他公害に係る調査及び防止対策に関すること ▶ し尿の収集に関すること
	廃棄物収集班	▶ 災害廃棄物の収集に関すること	廃棄物収集班	▶ 災害廃棄物の収集に関すること
	処理対策室		処理対策室	
	可燃ごみ処理班	▶ 清掃工場の管理に関すること ▶ 可燃ごみの非常処理に関すること	可燃ごみ処理班	▶ 清掃工場の管理に関すること ▶ 可燃ごみの非常処理に関すること
	不燃ごみ処理班	▶ 三里最終処分場の管理に関すること ▶ 不燃ごみの非常処理に関すること	不燃ごみ処理班	▶ 三里最終処分場の管理に関すること ▶ 不燃ごみの非常処理に関すること
	し尿処理班	▶ 東部環境センターの管理に関すること ▶ し尿の非常処理に関すること	し尿処理班	▶ 東部環境センターの管理に関すること ▶ し尿の非常処理に関すること
	支部運営部		支部運営部	
	支部運営総務班	▶ 各室との連絡及び調整に関すること ▶ 各室の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関すること ▶ 支部運営部各室の支援に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること 新設	支部運営総務班	▶ 各室との連絡及び調整に関すること ▶ 各室の運用に関すること ▶ 災害対策本部内各部との情報共有、連絡調整に関すること ▶ 支部運営部各室の支援に関すること ▶ クロノロジー（活動記録）に関すること ▶ 農業施設の管理に関すること
	鏡支部運営室・土佐山支部運営室・春野支部運営室	▶ 各支部の開設及び閉鎖に関すること ▶ 管内の応急活動全般に関すること ▶ 管内の情報収集、整理及び記録に関すること ▶ 管内における避難情報の周知、避難所開設運営等に関すること ▶ その他管内の災害一般事務に関すること	鏡支部運営室・土佐山支部運営室・春野支部運営室	▶ 各支部の開設及び閉鎖に関すること ▶ 管内の応急活動全般に関すること ▶ 管内の情報収集、整理及び記録に関すること ▶ 管内における避難情報の周知、避難所開設運営等に関すること ▶ その他管内の災害一般事務に関すること

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">現地支援部</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">避難所運営室・避難所総務班</td> <td>▶ 各避難所班の災害対応等の統括に関する事</td> </tr> <tr> <td>避難所運営室・避難所班</td> <td>▶ 避難所の開設及び管理運営に関する事 ▶ 避難所の閉鎖に関する事</td> </tr> <tr> <td>要配慮者支援対策室</td> <td>▶ 要配慮者の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>救援物資対策室</td> <td>▶ 食料及び生活必需物資の確保及び供給に関する事</td> </tr> <tr> <td>医療対策室</td> <td>▶ 医療救護活動に関する事 ▶ 保健医療調整本部の運営管理全般に関する事</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>第5節 応援要請等</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（1）応援要請</p> <p>○ 国・県・他市町村等の応援要請については、「高知市受援計画」に定めた基本方針、体制及び手順を準用し実施します。</p> <p>① 発災後、全部局は、職員の安否確認を行い、見込みを含めた職員参集状況を把握し、BCPに基づいた非常時優先業務を実施する。</p> <p>② 発災後3日目までに、全部局は、非常時優先業務の見直しや部局内の人員調整を実施し、非常時優先業務実施に必要な体制確保に努める。</p>	現地支援部		避難所運営室・避難所総務班	▶ 各避難所班の災害対応等の統括に関する事	避難所運営室・避難所班	▶ 避難所の開設及び管理運営に関する事 ▶ 避難所の閉鎖に関する事	要配慮者支援対策室	▶ 要配慮者の支援に関する事	救援物資対策室	▶ 食料及び生活必需物資の確保及び供給に関する事	医療対策室	▶ 医療救護活動に関する事 ▶ 保健医療調整本部の運営管理全般に関する事	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">現地支援部</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">避難所運営室・避難所総務班</td> <td>▶ 各避難所班の災害対応等の統括に関する事</td> </tr> <tr> <td>避難所運営室・避難所班</td> <td>▶ 避難所の開設及び管理運営に関する事 ▶ 避難所の閉鎖に関する事</td> </tr> <tr> <td>要配慮者支援対策室</td> <td>▶ 要配慮者の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>救援物資対策室</td> <td>▶ 食料及び生活必需物資の確保及び供給に関する事</td> </tr> <tr> <td>医療対策室</td> <td>▶ 医療救護活動に関する事 ▶ 保健医療調整本部の運営管理全般に関する事</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>第5節 応援要請等</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（1）応援要請</p> <p>○ 国・県・他市町村等の応援要請については、「高知市受援計画」に定めた基本方針、体制及び手順を準用し実施します。</p> <p>① 発災後、全部局は、職員の安否確認を行い、見込みを含めた職員参集状況を把握し、BCPに基づいた非常時優先業務を実施する。</p> <p>② 発災後3日目までに、全部局は、非常時優先業務の見直しや部局内の人員調整を実施し、非常時優先業務実施に必要な体制確保に努める。</p>	現地支援部		避難所運営室・避難所総務班	▶ 各避難所班の災害対応等の統括に関する事	避難所運営室・避難所班	▶ 避難所の開設及び管理運営に関する事 ▶ 避難所の閉鎖に関する事	要配慮者支援対策室	▶ 要配慮者の支援に関する事	救援物資対策室	▶ 食料及び生活必需物資の確保及び供給に関する事	医療対策室	▶ 医療救護活動に関する事 ▶ 保健医療調整本部の運営管理全般に関する事
現地支援部																										
避難所運営室・避難所総務班	▶ 各避難所班の災害対応等の統括に関する事																									
避難所運営室・避難所班	▶ 避難所の開設及び管理運営に関する事 ▶ 避難所の閉鎖に関する事																									
要配慮者支援対策室	▶ 要配慮者の支援に関する事																									
救援物資対策室	▶ 食料及び生活必需物資の確保及び供給に関する事																									
医療対策室	▶ 医療救護活動に関する事 ▶ 保健医療調整本部の運営管理全般に関する事																									
現地支援部																										
避難所運営室・避難所総務班	▶ 各避難所班の災害対応等の統括に関する事																									
避難所運営室・避難所班	▶ 避難所の開設及び管理運営に関する事 ▶ 避難所の閉鎖に関する事																									
要配慮者支援対策室	▶ 要配慮者の支援に関する事																									
救援物資対策室	▶ 食料及び生活必需物資の確保及び供給に関する事																									
医療対策室	▶ 医療救護活動に関する事 ▶ 保健医療調整本部の運営管理全般に関する事																									

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>③ 人員不足が明らかな部局は、受援業務を選定し、受援調整班に応援要請するとともに、なお引き続き、②のとおり、体制確保に努める。</p> <p>④ 受援調整班は、各部局からの要請があった場合、庁内で人員調整を実施するとともに、人員配分に係る優先基準に基づき、県等に対して、応援要請を行う。</p> <p>⑤ 受援調整班は、県等から職員派遣決定の連絡があった場合において、なお人員が不足する場合には、人員配分に係る優先基準に基づき、各部局に人員を配分する。</p> <p>⑥ 市は、応援職員に対し、執務環境の整備や飲食物の提供、宿泊場所のあつせん、日々の労務管理など、受入れに当たって、最大限の配慮をする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第6節 災害情報等の収集伝達</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p>	<p>③ 人員不足が明らかな部局は、受援業務を選定し、受援調整班に応援要請するとともに、なお引き続き、②のとおり、体制確保に努める。</p> <p>④ 受援調整班は、各部局からの要請があった場合、庁内で人員調整を実施するとともに、人員配分に係る優先基準に基づき、県等に対して、応援要請を行う。</p> <p>⑤ 受援調整班は、県等から職員派遣決定の連絡があった場合において、なお人員が不足する場合には、人員配分に係る優先基準に基づき、各部局に人員を配分する。</p> <p>⑥ 市は、応援職員に対し、執務環境の整備や飲食物の提供、宿泊場所のあつせん、日々の労務管理など、受入れに当たって、最大限の配慮をする。</p> <p><u>○ 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施を要請するよう求めます。</u></p> <p><u>○ 上段の要求ができない場合には、その旨及び本市における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知します。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待つとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができます。</u></p> <p>（略）</p> <p>第6節 災害情報等の収集伝達</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>1 自助・共助 (略)</p> <p>2 公助 (略)</p> <p>(4) 被害情報の収集及び分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報については、統括本部や支部運営部等で収集を行うとともに、通信ネットワークや自主防災組織等のネットワーク、アマチュア無線の活用などによる民間協力体制等様々なルートを活用し収集します。 ○ 被害情報を収集する上で、ヘリコプター等による情報収集が必要な場合は、県等に対し出動を要請します。 ○ 被害調査は、各マニュアル等に基づき状況に応じて順次実施します。 ○ 収集した被害情報等は、円滑な応急対策活動を実施するために市総合防災情報システムなどを活用し分析及び整理を行います。 <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第7節 土砂災害対策活動 (略)</p>	<p>1 自助・共助 (略)</p> <p>2 公助 (略)</p> <p>(4) 被害情報の収集及び分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報については、統括本部や支部運営部等で収集を行うとともに、通信ネットワークや自主防災組織等のネットワーク、アマチュア無線の活用などによる民間協力体制等様々なルートを活用し収集します。 ○ 被害情報を収集する上で、ヘリコプター等による情報収集が必要な場合は、県等に対し出動を要請します。 ○ 被害調査は、各マニュアル等に基づき状況に応じて順次実施します。 ○ 収集した被害情報等は、円滑な応急対策活動を実施するために市総合防災情報システムなどを活用し分析及び整理を行います。 ○ <u>安否不明者等の人的被害情報については、「災害時における安否不明者等の氏名等の取扱いに係る対応マニュアル」に基づき、住民基本台帳における閲覧制限の確認等、所定の手続きを行った上で、安否不明者等の氏名等のリストを県に提供します。また、県による氏名等の公表後は、家族や知人から多くの情報が寄せられるよう、市ホームページ等様々な媒体を活用し、広く市民等に周知します。</u> <p>(略)</p> <p>第7節 土砂災害対策活動 (略)</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>第2 方策</p> <p>1 公助 (略)</p> <p>(2) 二次災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害等が発生したとき、二次災害を防ぐために一般社団法人高知県建設業協会等との連携により、迅速かつ的確に避難誘導、道路の封鎖等の対応を図ります。 ○ 宅地擁壁等の倒壊による二次災害防止のため、必要に応じて被災宅地危険度判定を行います。 <p>(実施主体) 防災対策部, 農林水産部, 都市建設部, 県 (略)</p> <p>第8節 農林水産業対策 (略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助 (略)</p> <p>(3) 林業に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携して、森林所有者及び苗木生産者に対し風倒木及び被災苗木の処理並びに病害虫の防除に関する技術指導や資金援助を行うとともに、山林種苗の供給等について県に協力を要請します。 ○ 県と共に 林道、治山施設等の安全管理、防災措置及び被害箇所の早期復旧を行います。 <p>(略)</p> <p>第15節 緊急輸送活動 (略)</p>	<p>第2 方策</p> <p>1 公助 (略)</p> <p>(2) 二次災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害等が発生したとき、二次災害を防ぐために一般社団法人高知県建設業協会等との連携により、迅速かつ的確に避難誘導、道路の封鎖等の対応を図ります。 ○ 宅地擁壁等の倒壊による二次災害防止のため、必要に応じて被災宅地危険度判定を行います。 <p>(実施主体) 防災対策部、都市建設部、県 (略)</p> <p>第8節 農林水産業対策 (略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助 (略)</p> <p>(3) 林業に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携して、森林所有者及び苗木生産者に対し倒木及び被災苗木の処理並びに病害虫の防除に関する技術指導や資金援助を行うとともに、山林種苗の供給等について県に協力を要請します。 ○ 関係機関と連携して、 林道、治山施設等の安全管理、防災措置及び被害箇所の早期復旧を行います。 <p>(略)</p> <p>第15節 緊急輸送活動 (略)</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（1）緊急輸送ルートの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高速自動車道の被害状況を西日本高速道路株式会社や関係機関から入手し、被害調査に基づく優先順位の下、国や県、一般社団法人高知県建設業協会等との連携により緊急輸送ルートを確認します。 ○ 緊急輸送に際しては、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターの出動要請とともに、使用可能な臨時ヘリポートを速やかに確保します。 ○ 海上輸送については、国土交通省四国地方整備局、四国運輸局高知運輸支局、高知海上保安部及び港湾管理者への要請等を通じ、港湾施設及び船舶を確保します。 ○ 四国地方整備局及び港湾管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとします。 ○ 高知海上保安部は、必要に応じ次の措置を講ずるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶交通の輻輳（ふくそう）が予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとします。 ・海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限又は禁止するものとします。 ・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な 	<p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（1）緊急輸送ルートの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高速自動車道の被害状況を西日本高速道路株式会社や関係機関から入手し、被害調査に基づく優先順位の下、国や県、一般社団法人高知県建設業協会等との連携により緊急輸送ルートを確認します。 ○ 緊急輸送に際しては、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターの出動要請とともに、使用可能な臨時ヘリポートを速やかに確保します。 ○ 海上輸送については、国土交通省四国地方整備局、四国運輸局高知運輸支局、高知海上保安部及び港湾管理者への要請等を通じ、港湾施設及び船舶を確保します。 ○ 四国地方整備局及び港湾管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとします。 ○ 高知海上保安部は、必要に応じ次の措置を講ずるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶交通の輻輳（ふくそう）が予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとします。 ・海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限又は禁止するものとします。 ・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>処置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去及びその他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとします。</p> <p>(実施主体) 防災対策部、農林水産部、都市建設部、国、県</p> <p>(2) 交通規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通渋滞等により円滑な緊急輸送を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別通行規制を行います。 ○ 規制により通行を制限された車両に対しては、迂回路線の設定又は時間的解除等による通行を検討します。 <p>(実施主体) 農林水産部、都市建設部</p> <p>(略)</p> <p>第16節 交通確保対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 被災地付近の交通規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路管理者は、被災地及びその付近の現地状況を調査するとともに、警察署長に連絡し交通制限、迂回等の応急対策を講じます。 ○ 災害対策本部と県警察本部は、協議の上、交通規制を確定します。 <p>(実施主体) 防災対策部、農林水産部、都市建設部、国、県、県警察</p> <p>(2) 緊急輸送路確保のための交通規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通渋滞等により円滑な緊急輸送を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別通行規制を行います。 ○ 規制により通行を制限したときは、迂回路線の設定又は時間的解除等による通行を検討します。 	<p>処置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去及びその他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告するものとします。</p> <p>(実施主体) 防災対策部、都市建設部、国、県</p> <p>(2) 交通規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通渋滞等により円滑な緊急輸送を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別通行規制を行います。 ○ 規制により通行を制限された車両に対しては、迂回路線の設定又は時間的解除等による通行を検討します。 <p>(実施主体) 都市建設部</p> <p>(略)</p> <p>第16節 交通確保対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 被災地付近の交通規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路管理者は、被災地及びその付近の現地状況を調査するとともに、警察署長に連絡し交通制限、迂回等の応急対策を講じます。 ○ 災害対策本部と県警察本部は、協議の上、交通規制を確定します。 <p>(実施主体) 防災対策部、都市建設部、国、県、県警察</p> <p>(2) 緊急輸送路確保のための交通規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通渋滞等により円滑な緊急輸送を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じて車両別通行規制を行います。 ○ 規制により通行を制限したときは、迂回路線の設定又は時間的解除等による通行を検討します。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(実施主体) 農林水産部, 都市建設部, 国, 県, 県警察</p> <p>(3) 交通規制の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制により通行を制限するときは、適当な分岐点及び迂回路線に指導標識板を設置するとともに、広報車による広報や報道機関を通じて速やかに市民等に周知徹底を図ります。 <p>(実施主体) 農林水産部, 都市建設部</p> <p>(略)</p> <p>(5) 道路占用工作物の保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路占用工作物等（電力、通信、ガス、水道、下水道その他）に被害があった旨の情報を受けたときは、関係機関又は所有者にその安全措置を命じ道路の保全を図るものとします。 <p>(実施主体) 農林水産部, 都市建設部</p> <p>(略)</p> <p>第17節 市所管施設等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路、河川等にある障害物の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通を緊急に確保するためにその道路管理者は、早期に障害物の除去を行います。 ○ 河川の流水を確保するためにその河川管理者は、防災関係機関等と連携を図りながら障害物の除去に努めます。 ○ その他の施設の障害物の除去は、その施設の所有者又は管理者が行うものとします。 <p>(実施主体) 農林水産部, 都市建設部, 国, 県</p>	<p>(実施主体) 都市建設部, 国, 県, 県警察</p> <p>(3) 交通規制の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制により通行を制限するときは、適当な分岐点及び迂回路線に指導標識板を設置するとともに、広報車による広報や報道機関を通じて速やかに市民等に周知徹底を図ります。 <p>(実施主体) 都市建設部</p> <p>(略)</p> <p>(5) 道路占用工作物の保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路占用工作物等（電力、通信、ガス、水道、下水道その他）に被害があった旨の情報を受けたときは、関係機関又は所有者にその安全措置を命じ道路の保全を図るものとします。 <p>(実施主体) 都市建設部</p> <p>(略)</p> <p>第17節 市所管施設等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路、河川等にある障害物の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通を緊急に確保するためにその道路管理者は、早期に障害物の除去を行います。 ○ 河川の流水を確保するためにその河川管理者は、防災関係機関等と連携を図りながら障害物の除去に努めます。 ○ その他の施設の障害物の除去は、その施設の所有者又は管理者が行うものとします。 <p>(実施主体) 都市建設部, 国, 県</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>（略）</p> <p>第 18 節 避難所の開設及び運営</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 共助</p> <p>（1）避難所運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域団体等は各自の役割を十分理解し、主体的に避難所運営を行うとともに、運営を行うための体制整備に努めます。 ○ 避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき適切に実施します。 <p><u>（新設）</u></p> <p>（実施主体）地域団体等</p> <p>2 公助</p> <p>（1）避難所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害規模、被災状況等を勘案し、「避難所運営マニュアル」に基づき指定避難所を適宜開設するとともに、様々な媒体の活用により市民等に対して開設を周知するものとします。 ○ 福祉避難所についても、被災状況等に応じて適宜開設します。 <p><u>（新設）</u></p> <p>（2）避難所の運営管理</p>	<p>（略）</p> <p>第 18 節 避難所の開設及び運営</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 共助</p> <p>（1）避難所運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域団体等は各自の役割を十分理解し、主体的に避難所運営を行うとともに、運営を行うための体制整備に努めます。 ○ 避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき適切に実施します。 <u>○ 災害時協力避難所としての登録を受けた民間施設の所有者等は、災害の規模や施設の被災状況等を踏まえ、自発的に避難所を開設し、運営します。</u> <p>（実施主体）地域団体等、民間事業者</p> <p>2 公助</p> <p>（1）避難所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害規模、被災状況等を勘案し、「避難所運営マニュアル」に基づき指定避難所を適宜開設するとともに、様々な媒体の活用により市民等に対して開設を周知するものとします。 ○ 福祉避難所についても、被災状況等に応じて適宜開設します。 <u>○ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を、県を通じて国と共有するよう努めます。</u> <p>（2）避難所の運営管理</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所の運営は、地域団体、施設管理者、教職員等との協力体制の下、「避難所運営マニュアル」に基づき適切に実施します。 ○ 防災行政無線の活用など情報収集伝達体制を整え、災害対策本部等との連携体制を確保します。 ○ 必要に応じて、被災者に対し炊き出しや食料の供給を行います。 ○ 被災者の健康管理のために保健師等による保健活動を実施します。 ○ 避難生活環境を良好な状態に保つために避難所の衛生状態の確保やプライバシーの保護、必要物資の確保等に努めます。 ○ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。 ○ 女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置や、生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。 ○ 飼い主による家庭動物との同行避難ができるよう家庭動物のためのスペースや隔離用のテント及び飼育用のケージの確保に努めます。 ○ 集団的な避難生活に適応できない要配慮者のために避難所内に要配慮者スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所の運営は、地域団体、施設管理者、教職員等との協力体制の下、「避難所運営マニュアル」に基づき適切に実施します。 ○ 防災行政無線の活用など情報収集伝達体制を整え、災害対策本部等との連携体制を確保します。 ○ 必要に応じて、被災者に対し炊き出しや食料の供給を行います。 ○ 被災者の健康管理のために保健師等による保健活動を実施します。 ○ 避難生活環境を良好な状態に保つために避難所の衛生状態の確保やプライバシーの保護、必要物資の確保等に努めます。 ○ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。 ○ 女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置や、生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。 ○ 飼い主による家庭動物との同行避難ができるよう家庭動物のためのスペースや隔離用のテント及び飼育用のケージの確保に努めます。 ○ 集団的な避難生活に適応できない要配慮者のために避難所内に要配慮者スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>○ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難を要する期間等を考慮し、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等への移動を避難者に促します。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>○ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難を要する期間等を考慮し、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等への移動を避難者に促します。</p> <p><u>○ 災害時協力避難所の開設、運営状況の把握に努めるとともに、災害の規模や避難者の状況等を考慮し、必要に応じて物資の提供等の支援を行います。</u></p> <p><u>○ 市内で避難所が不足する場合は、「中央圏域広域避難計画」に基づき、他市町村と広域避難の調整を行います。調整が困難な場合は、県に調整の支援を要請します。</u></p> <p><u>○ 広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を行います。</u></p>
	<p>（略）</p> <p>第 20 節 災害救助法等の適用</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（略）</p> <p>（2）災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>○ 災害救助法が適用されたときは、知事からの委任又は補助事務として同法の規定に基づき次の救助を実施します。</p> <p>① 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>④ 医療及び助産</p> <p>⑤ 被災者の救出</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>（略）</p> <p>第 20 節 災害救助法等の適用</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（略）</p> <p>（2）災害救助法に基づく救助の実施</p> <p>○ 災害救助法が適用されたときは、知事からの委任又は補助事務として同法の規定に基づき次の救助を実施します。</p> <p>① 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>④ 医療及び助産</p> <p>⑤ 被災者の救出</p> <p><u>⑥ 福祉サービスの提供</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>⑥ 被災した住宅の応急修理</p> <p>⑦ 生業に必要な資金、器具及び資料の給与又は貸与</p> <p>⑧ 学用品の給与</p> <p>⑨ 埋葬</p> <p>⑩ 遺体の捜索及び処理</p> <p>⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>（略）</p> <p>第 22 節 保健医療調整本部の設置及び運営</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>（略）</p> <p>2 公助</p> <p>（1）保健医療調整本部の設置及び運営</p> <p>○ 「高知市災害時医療救護計画」に基づき、保健医療調整本部を設置します。</p> <p>○ 保健医療調整本部は市保健所に設置し、保健医療調整本部長は保健所長とします。</p> <p>○ 保健医療調整本部の組織は、<u>保健医療調整本部長、保健医療調整副本部長、対策統括責任者のもとに、総務部と計画情報部等を置き、</u>各分野のコーディネーターと連携をとって活動を展開します。</p> <p>（略）</p>	<p>⑦ 被災した住宅の応急修理</p> <p>⑧ 生業に必要な資金、器具及び資料の給与又は貸与</p> <p>⑨ 学用品の給与</p> <p>⑩ 埋葬</p> <p>⑪ 遺体の捜索及び処理</p> <p>⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>（略）</p> <p>第 22 節 保健医療調整本部の設置及び運営</p> <p>（略）</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>（略）</p> <p>2 公助</p> <p>（1）保健医療調整本部の設置及び運営</p> <p>○ 「高知市災害時医療救護計画」<u>及び「高知市保健所災害時公衆衛生活動マニュアル」</u>に基づき、保健医療調整本部を設置、<u>運営</u>します。</p> <p>○ 保健医療調整本部は市保健所に設置し、保健医療調整本部長は保健所長とします。</p> <p>○ 保健医療調整本部の組織は<u>状況に応じて臨機応変に編成し、</u>各分野のコーディネーターと連携をとって活動を展開します。</p> <p>（略）</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																											
	<p>【資料 9】保健医療調整本部担当別役割 <u>（新設）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">保健医療調整本部</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部全般</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>副部長</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報，マスコミ等の窓口担当 ・ 安全確保及び確認 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>対策統括責任者</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画情報部が企画・立案した対策をもとに，災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・ 本部長の意思決定が必要なときは，意見を具申 ・ 外部支援チームへのオリエンテーション ・ 対策会議の運営 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>新設</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>総務部</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部のロジスティックス機能全般（必要な資機材調達・労務管理等） </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の労務管理 ・ 庁舎設備の維持管理 ・ 活動に必要な人員，物資の確保 </td> </tr> </table>	保健医療調整本部	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部全般</u> 		<u>副部長</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報，マスコミ等の窓口担当 ・ 安全確保及び確認 		<u>対策統括責任者</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画情報部が企画・立案した対策をもとに，災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・ 本部長の意思決定が必要なときは，意見を具申 ・ 外部支援チームへのオリエンテーション ・ 対策会議の運営 		<u>新設</u>			<u>総務部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部のロジスティックス機能全般（必要な資機材調達・労務管理等） 		総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の労務管理 ・ 庁舎設備の維持管理 ・ 活動に必要な人員，物資の確保 	<p>【資料 9】保健医療調整本部初動組織体制（例） <u>*「高知市保健所災害時公衆衛生活動マニュアル」に基づき、状況に応じて組織を編成します。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">保健医療調整本部</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健医療調整本部体制の確立と状況に応じた組織編成</u> ・ <u>活動方針の明示</u> ・ <u>各班の状況把握</u> ・ <u>定期的なミーティングの開催</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>補佐役</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部長業務の補佐</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>職員、災害各コーディネーターの労務管理</u> ・ 活動に必要な人員、物資の確保 ・ 経費等の管理 ・ <u>外部支援チームの受付</u> </td> </tr> </table>	保健医療調整本部	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健医療調整本部体制の確立と状況に応じた組織編成</u> ・ <u>活動方針の明示</u> ・ <u>各班の状況把握</u> ・ <u>定期的なミーティングの開催</u> 		<u>補佐役</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部長業務の補佐</u> 		総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>職員、災害各コーディネーターの労務管理</u> ・ 活動に必要な人員、物資の確保 ・ 経費等の管理 ・ <u>外部支援チームの受付</u>
保健医療調整本部	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部全般</u> 																											
	<u>副部長</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報，マスコミ等の窓口担当 ・ 安全確保及び確認 																											
	<u>対策統括責任者</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画情報部が企画・立案した対策をもとに，災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定 ・ 本部長の意思決定が必要なときは，意見を具申 ・ 外部支援チームへのオリエンテーション ・ 対策会議の運営 																											
	<u>新設</u>																												
	<u>総務部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部のロジスティックス機能全般（必要な資機材調達・労務管理等） 																											
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の労務管理 ・ 庁舎設備の維持管理 ・ 活動に必要な人員，物資の確保 																											
保健医療調整本部	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健医療調整本部体制の確立と状況に応じた組織編成</u> ・ <u>活動方針の明示</u> ・ <u>各班の状況把握</u> ・ <u>定期的なミーティングの開催</u> 																											
	<u>補佐役</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部長業務の補佐</u> 																											
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>職員、災害各コーディネーターの労務管理</u> ・ 活動に必要な人員、物資の確保 ・ 経費等の管理 ・ <u>外部支援チームの受付</u> 																											

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通手段の確保及び提供 ・ 経費等の管理 ・ 外部支援チーム受入れ業務 	
計画情報部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集、分析された情報をもとに対策を立案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部設置時の報告</u> ・ <u>災害各コーディネーターへの参集連絡</u>
	<p style="text-align: center;"><u>情報収集班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信手段の確保と維持 ・ EMIS 管理、クロノロジー作成 ・ 庁内外からの情報の収集によるニーズとリソースの把握 	<p style="text-align: center;">連絡</p> <p style="text-align: center;"><u>記録班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部で受信、発信した情報と方針を経時的に記録</u> <u>(クロノロジー、TODO リスト作成)</u>
	<p style="text-align: center;"><u>情報分析班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集班が収集した情報を分析・評価し見える化 ・ 外部支援チームの活動の見える化 	<p style="text-align: center;">情報収集・分析</p> <p style="text-align: center;"><u>地域情報班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地震情報、人的・物的被災状況、関係団体情報等を収集、分析し見える化を行う</u>
	<p style="text-align: center;"><u>対策企画班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報分析班の分析結果等をもとに対策を企画・立案 ・ 県保健医療調整本部，市災害対策本部，医療関係団体等に情報を伝達し必要な支援を要請 ・ 外部支援チームの活用の検討 ・ 対策会議の運営 	<p style="text-align: center;"><u>病院支援班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>EMIS を用いて医療機関の被災状況を把握し分析</u> ・ <u>医療機関のニーズを把握し、対応の優先順位を決める</u>
	<p style="text-align: center;"><u>新設</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>要配慮者支援班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>重点継続要医療者の安否確認とニーズ把握、妊婦（周産期）等要医療者のニーズを把握し、支援の優先順位を決める</u>
<p style="text-align: center;"><u>新設</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>避難所支援班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>D24H を用いて避難所（車中泊含む）状況を把握、分析し、支援の優先順位を決める</u> 	
		<p style="text-align: center;">対策・実行</p> <p style="text-align: center;"><u>物資調整班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療機関等へ不足物資を供与し、調整ラインを確立</u>
		<p style="text-align: center;"><u>搬送・入院調整班</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>他医療機関への患者搬送依頼、入院調整、病院避難等を行う</u>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																						
	<p style="text-align: center; color: red;">新設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">災害医療コーディネーター</td> <td>・医療救護活動の調整及び県保健医療調整本部の災害医療コーディネーターとの協議による各種医療チームの受入調整</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害薬事コーディネーター</td> <td>・県保健医療調整本部の災害薬事コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、医療品等の確保と供給、薬剤師の受入調整</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害歯科コーディネーター</td> <td>・県保健医療調整本部の災害歯科コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、歯科保健医療の調整</td> </tr> </table>	災害医療コーディネーター	・医療救護活動の調整及び県保健医療調整本部の災害医療コーディネーターとの協議による各種医療チームの受入調整	災害薬事コーディネーター	・県保健医療調整本部の災害薬事コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、医療品等の確保と供給、薬剤師の受入調整	災害歯科コーディネーター	・県保健医療調整本部の災害歯科コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、歯科保健医療の調整	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center; color: red;"> <u>受援調整班</u> </td> <td style="width: 50%; color: red;"> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の派遣調整 ・応援派遣者の活動内容と活動戦略を検討 ・応援派遣者の派遣要請、受入 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害医療コーディネーター</td> <td></td> <td></td> <td>・医療救護活動の調整及び県保健医療調整本部の災害医療コーディネーターとの協議による各種医療チームの受入調整</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害薬事コーディネーター</td> <td></td> <td></td> <td>・県保健医療調整本部の災害薬事コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、医療品等の確保と供給、薬剤師の受入調整</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害歯科コーディネーター</td> <td></td> <td></td> <td>・県保健医療調整本部の災害歯科コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、歯科保健医療の調整</td> </tr> </table>			<u>受援調整班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の派遣調整 ・応援派遣者の活動内容と活動戦略を検討 ・応援派遣者の派遣要請、受入 	災害医療コーディネーター			・医療救護活動の調整及び県保健医療調整本部の災害医療コーディネーターとの協議による各種医療チームの受入調整	災害薬事コーディネーター			・県保健医療調整本部の災害薬事コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、医療品等の確保と供給、薬剤師の受入調整	災害歯科コーディネーター			・県保健医療調整本部の災害歯科コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、歯科保健医療の調整
災害医療コーディネーター	・医療救護活動の調整及び県保健医療調整本部の災害医療コーディネーターとの協議による各種医療チームの受入調整																							
災害薬事コーディネーター	・県保健医療調整本部の災害薬事コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、医療品等の確保と供給、薬剤師の受入調整																							
災害歯科コーディネーター	・県保健医療調整本部の災害歯科コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、歯科保健医療の調整																							
		<u>受援調整班</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の派遣調整 ・応援派遣者の活動内容と活動戦略を検討 ・応援派遣者の派遣要請、受入 																					
災害医療コーディネーター			・医療救護活動の調整及び県保健医療調整本部の災害医療コーディネーターとの協議による各種医療チームの受入調整																					
災害薬事コーディネーター			・県保健医療調整本部の災害薬事コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、医療品等の確保と供給、薬剤師の受入調整																					
災害歯科コーディネーター			・県保健医療調整本部の災害歯科コーディネーター及び災害医療コーディネーター（支部担当）と連携し、歯科保健医療の調整																					
	<p>(略)</p> <p>第 26 節 住宅等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 住宅被災者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住宅に居住できなくなり、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対し、応急仮設住宅等の供給を実施します。 ○ 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会高知県本部と連携し、<u>安価な手数料等での</u>民間住宅の<u>あっせん</u>を行います。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 26 節 住宅等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 住宅被災者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住宅に居住できなくなり、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に対し、応急仮設住宅等の供給を実施します。 ○ 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会高知県本部と連携し、<u>スムーズな</u>民間住宅の<u>供与</u>を行います。 <p>(略)</p>																						

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>第 33 節 通信施設の応急対策 （略）</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策及び災害復旧を推進するために高知県域災害対策本部を<u>西日本電信電話</u>株式会社高知支店に設置します。</p> <p>※【資料編】「<u>西日本電信電話</u>株式会社 高知支店 災害対策本部体制」を参照</p> <p>(実施主体) <u>西日本電信電話</u>株式会社等通信事業者</p> <p>(2) 通信の疎通（そつう）に対する応急措置</p> <p>○ 通信の途絶の解消、輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図ります。また、著しく通信の輻輳（ふくそう）が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供します。</p> <p>(実施主体) <u>西日本電信電話</u>株式会社等通信事業者</p> <p>(3) 設備の復旧</p> <p>○ 被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧・順位に従い、原則として<u>西日本電信電話</u>株式会社の標準的復旧方法により行うものとします。</p> <p>(実施主体) <u>西日本電信電話</u>株式会社等通信事業者</p> <p>(4) 復旧に関する広報</p> <p>○ 復旧状況は、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて迅速な広報を行います。</p>	<p>第 33 節 通信施設の応急対策 （略）</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策及び災害復旧を推進するために高知県域災害対策本部を <u>NTT 西日本</u>株式会社高知支店に設置します。</p> <p>※【資料編】「<u>NTT 西日本</u>株式会社 高知支店 災害対策本部体制」を参照</p> <p>(実施主体) <u>NTT 西日本</u>株式会社等通信事業者</p> <p>(2) 通信の疎通（そつう）に対する応急措置</p> <p>○ 通信の途絶の解消、輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図ります。また、著しく通信の輻輳（ふくそう）が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供します。</p> <p>(実施主体) <u>NTT 西日本</u>株式会社等通信事業者</p> <p>(3) 設備の復旧</p> <p>○ 被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧・順位に従い、原則として <u>NTT 西日本</u>株式会社の標準的復旧方法により行うものとします。</p> <p>(実施主体) <u>NTT 西日本</u>株式会社等通信事業者</p> <p>(4) 復旧に関する広報</p> <p>○ 復旧状況は、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて迅速な広報を行います。</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
<p>第 4 編 消防対策計画</p>	<p>(実施主体) 西日本電信電話株式会社等通信事業者 (略)</p> <p>第 1 章 その他災害対策計画 (略)</p> <p>第 1 節 危険物等災害対策 (略)</p> <p>6 流出した油が海上に達した時、又はそのおそれがある場合は、高知海上保安部及び高知県排出油防除協議会と連携した活動を行う。 (略)</p>	<p>(実施主体) NTT 西日本株式会社等通信事業者 (略)</p> <p>第 1 章 その他災害対策計画 (略)</p> <p>第 1 節 危険物等災害対策 (略)</p> <p>6 流出した油が海上に達した時、又はそのおそれがある場合は、高知海上保安部及び高知県排出油等防除協議会と連携した活動を行う (略)</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
【地震・津波対策編】	<p>※ 上記【一般対策編】と同様の修正については、新旧を省略していることに留意</p> <p>第2章 重点施策 （略）</p> <p>第1節 揺れから命を守る対策 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助 （略）</p> <p>2 公助 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（3）学校施設の耐震対策</p> <p>○ 発災時における児童、生徒等の安全確保や指定避難所としての機能を確保するために学校施設の耐震化を推進します。</p> <p>（実施主体） 学校環境整備課</p> <p>（4）消防施設の耐震対策</p> <p>○ 発災時における迅速な消火活動や救助・救出活動につなげるために防災活動拠点施設となる消防庁舎及び分団屯所の耐震対策を推進します。</p> <p>（実施主体） 消防局</p>	<p>※ 上記【一般対策編】と同様の修正については、新旧を省略していることに留意</p> <p>第2章 重点施策 （略）</p> <p>第1節 揺れから命を守る対策 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助 （略）</p> <p>2 公助 （略）</p> <p>（3）感震ブレーカー設置の普及推進</p> <p><u>○ 通電火災や電気火災を防ぎ、地震後の火災拡大を防止するためにチラシの作成やイベント等での広報活動を実施するなど、感震ブレーカーの普及を推進します。</u></p> <p>（実施主体） 地域防災推進課、消防局</p> <p>（4）学校施設の耐震対策</p> <p>○ 発災時における児童、生徒等の安全確保や指定避難所としての機能を確保するために学校施設の耐震化を推進します。</p> <p>（実施主体） 学校環境整備課</p> <p>（5）消防施設の耐震対策</p> <p>○ 発災時における迅速な消火活動や救助・救出活動につなげるために防災活動拠点施設となる消防庁舎及び分団屯所の耐震対策を推進します。</p> <p>（実施主体） 消防局</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(略)</p> <p>第2節 津波から命を守る対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(略)</p> <p>(3) 津波避難路、避難場所等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大クラスの津波に対応できるよう、近隣にある自然地形の高台などへの津波避難路や避難場所等の整備を推進します。 ○ 津波からの避難が遅れた避難者などが緊急に避難するために「高知市津波避難ビルガイドライン」に基づき、津波避難ビルの指定を推進します。 ○ 近隣に自然地形の高台や高層建築物の無い地域（津波避難困難地域）においては、津波避難タワーの維持管理により避難空間を確保します。 ○ 市所管施設の新築及び改築の際には、来庁者や市民が避難できるスペースの整備を推進し、緊急時の安全を確保します。 ○ 橋りょうの耐震診断等の調査を実施するとともに、耐震化を推進し、避難路や緊急輸送路の確保に努めます。 <p>(実施主体) 地域防災推進課、道路管理課、道路整備課、各施設所管課</p> <p>(略)</p> <p>第3節 長期浸水対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 津波から命を守る対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(略)</p> <p>(3) 津波避難路、避難場所等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大クラスの津波に対応できるよう、近隣にある自然地形の高台などへの津波避難路や避難場所等の整備を推進します。 ○ 津波からの避難が遅れた避難者などが緊急に避難するために「高知市津波避難ビルガイドライン」に基づき、津波避難ビルの指定を推進します。 ○ 近隣に自然地形の高台や高層建築物の無い地域（津波避難困難地域）においては、津波避難タワーの維持管理により避難空間を確保します。 ○ 市所管施設の新築及び改築の際には、来庁者や市民が避難できるスペースの整備を推進し、緊急時の安全を確保します。 ○ 橋りょうの耐震診断等の調査を実施するとともに、耐震化を推進し、避難路や緊急輸送路の確保に努めます。 <p>(実施主体) 地域防災推進課、道路管理課、<u>道路維持課</u>、道路整備課、各施設所管課</p> <p>(略)</p> <p>第3節 長期浸水対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>1 自助・共助 (略)</p> <p>2 公助 (略)</p> <p>(2) 止水及び排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川、海岸堤防等の耐震化を推進し、液状化による沈下を軽減して浸水を抑制するとともに、堤防道路としての活用を図ります。 ○ 排水機場を耐震及び耐水化し、長期浸水時にも活用可能なものとしします。 <p>(実施主体) 河川水路課, 耕地課, 上下水道局, 国, 県 (略)</p> <p>(5) 医療救護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救護病院を核とした災害時医療体制を構築します。 ○ 長期浸水時における医療体制について事前に検討します。 ○ 県と連携し、医薬品の集積所、それらの仕分け及び搬送手段を検討します。 ○ トリアージを中心に災害医療訓練を実施するとともに、救護病院等との情報伝達訓練を実施します。 <p>(略)</p> <p>第3章 災害予防対策 (略)</p> <p>第2節 地盤災害の予防 (略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p>	<p>1 自助・共助 (略)</p> <p>2 公助 (略)</p> <p>(2) 止水及び排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川、海岸堤防等の耐震化を推進し、液状化による沈下を軽減して浸水を抑制するとともに、堤防道路としての活用を図ります。 ○ 排水機場を耐震及び耐水化し、長期浸水時にも活用可能なものとしします。 <p>(実施主体) 河川水路課、上下水道局、国、県 (略)</p> <p>(5) 医療救護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救護病院を核とした災害時医療体制を構築します。 ○ 長期浸水時における医療体制について事前に検討します。 ○ 県と連携し、医薬品の集積所、それらの仕分け及び搬送手段を検討します。 ○ 災害医療訓練を実施するとともに、救護病院等との情報伝達訓練を実施します。 <p>(略)</p> <p>第3章 災害予防対策 (略)</p> <p>第2節 地盤災害の予防 (略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(1) 揺れによる被害の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒区域や液状化危険度等の既存データを基にハザードマップ等を作成し、地震動に伴う土砂災害や液状化等について防災意識の啓発に努めます。 ○ 大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地のおおむねの範囲を示した「大規模盛土造成地マップ」を<u>公表し</u>、広く市民に周知します。 <p>(略)</p> <p>第5節 防災啓発</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防災教育及び啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や事業所等の防災知識及び意識の向上を図るために広報紙、ホームページ等での情報提供とともに、防災マップ、ハザードマップ、パンフレット等の配布などによる広報活動を積極的にを行います。 ○ 実践的な防災教育や訓練を通して、率先避難や発災前の事前避難など、災害時や災害発生のおそれがある場合に主体的に行動ができる地域住民、生徒等を育成します。 ○ 避難行動要支援者については、早い段階での避難開始が必要であることから、日頃から情報収集手段等の周知を図ります。 	<p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(1) 揺れによる被害の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒区域や液状化危険度等の既存データを基にハザードマップ等を作成し、地震動に伴う土砂災害や液状化等について防災意識の啓発に努めます。 ○ 大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地のおおむねの範囲を示した「大規模盛土造成地マップ」<u>や一定規模以上の既存盛土等の分布調査により把握した「既存盛土等基礎調査結果」</u>を広く市民に周知します。 <p>(略)</p> <p>第5節 防災啓発</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防災教育及び啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や事業所等の防災知識及び意識の向上を図るために広報紙、ホームページ等での情報提供とともに、防災マップ、ハザードマップ、パンフレット等の配布などによる広報活動を積極的にを行います。 ○ 実践的な防災教育や訓練を通して、率先避難や発災前の事前避難など、災害時や災害発生のおそれがある場合に主体的に行動ができる地域住民、生徒等を育成します。 ○ 避難行動要支援者については、早い段階での避難開始が必要であることから、日頃から情報収集手段等の周知を図ります。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要配慮者への支援については、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し、自主防災組織や町内会などに周知を行います。 ○ 要配慮者本人にも予想される被災状況や事前の備え等、防災に関する知識の周知を行い、自主防災組織活動への参加を促します。 ○ 事業所へは、災害により被害を受けても重要業務が中断しないよう、又は中断しても短い期間で再開することができるよう事業継続計画（BCP）の策定の必要性及び重要性について周知を図るとともに、策定に向けた支援を行います。 ○ 県内外から訪れる観光客等については、看板設置やパンフレット配置などにより、地震発生時の行動について周知を行います。 <i>(実施主体) 防災政策課、地域防災推進課、広聴広報課、健康福祉総務課、産業政策課、商業振興・外商支援課、観光企画課、観光魅力創造課、学校教育課、消防局</i> <p>(略)</p> <p>第6節 自主防災組織体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(1) 組織活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織等の地域団体は、平常時から地域の災害特性に応じた学習会、訓練、資機材整備等の自主防災活動を行うとともに、学校や消防団等の地域の様々な団体と連携し、その活動の活性化や継続に努めます。 ○ 民間事業者は、予想被害からの復旧計画の策定、建物の耐震化、防災訓練等を実施するとともに、取引先とのサプライチェーン確保等、事業継続のための取組を強化するなど防災力向上に努 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要配慮者への支援については、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し、自主防災組織や町内会などに周知を行います。 ○ 要配慮者本人にも予想される被災状況や事前の備え等、防災に関する知識の周知を行い、自主防災組織活動への参加を促します。 ○ 事業所へは、災害により被害を受けても重要業務が中断しないよう、又は中断しても短い期間で再開することができるよう事業継続計画（BCP）の策定の必要性及び重要性について周知を図るとともに、策定に向けた支援を行います。 ○ 県内外から訪れる観光客等については、看板設置やパンフレット配置などにより、地震発生時の行動について周知を行います。 <i>(実施主体) 防災政策課、地域防災推進課、広聴広報課、健康福祉総務課、産業政策課、商業振興課、外商支援課、観光企画課、観光魅力創造課、学校教育課、消防局</i> <p>(略)</p> <p>第6節 自主防災組織体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(1) 組織活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織等の地域団体は、平常時から地域の災害特性に応じた学習会、訓練、資機材整備等の自主防災活動を行うとともに、学校や消防団等の地域の様々な団体と連携し、その活動の活性化や継続に努めます。 ○ 民間事業者は、予想被害からの復旧計画の策定、建物の耐震化、防災訓練等の実施、取引先とのサプライチェーン確保等、事業継続のための取組を強化するとともに、<u>地域における共助の重</u>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>めまず。</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 自主防災組織間相互の協力体制の構築</p> <p>○ 自主防災組織相互の協力体制の確立を図るために先進地区の事例紹介や情報交換等を行うことを目的として、平成 27 年 3 月 31 日に設立された「高知市自主防災組織連絡協議会」の活動活性化に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 事業所の自主防災体制の強化</p> <p>○ 多数の人が利用する事業所については、防火管理者及び防災管理者が消防計画の作成、各種訓練の実施並びに消防用設備の点検及び整備を行うよう指導し、出火防止及び初期消火体制の強化に努めます。</p> <p>○ 一定規模以上の事業所については、消防資機材を装備した「自衛消防組織」の設置及び隊員の講習訓練等の指導を行い、活動能力の向上を図ります。</p>	<p><u>要な担い手として、平常時から防災訓練等を通じて地域住民との連携を図り、大規模災害時には支援活動等の実施など、防災力向上に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 民間事業者との連携強化</u></p> <p><u>○ 民間事業者による防災資機材等の整備や地域における防災訓練等の参加を促進することにより、民間事業者と地域住民との連携強化を図ります。</u></p> <p><u>(実施主体) 地域防災推進課</u></p> <p>(6) 自主防災組織間相互の協力体制の構築</p> <p>○ 自主防災組織相互の協力体制の確立を図るために先進地区の事例紹介や情報交換等を行うことを目的として、平成 27 年 3 月 31 日に設立された「高知市自主防災組織連絡協議会」の活動活性化に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 事業所の自主防災体制の強化</p> <p>○ 多数の人が利用する事業所については、防火管理者及び防災管理者が消防計画の作成、各種訓練の実施並びに消防用設備の点検及び整備を行うよう指導し、出火防止及び初期消火体制の強化に努めます。</p> <p>○ 一定規模以上の事業所については、消防資機材を装備した「自衛消防組織」の設置及び隊員の講習訓練等の指導を行い、活動能力の向上を図ります。</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(略)</p> <p>第11節 受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(3) 物資配送体制の確立</p> <p>○ 「高知市物資配送計画」に基づき、生活必需物資等を避難所まで早期かつ確実に届けるための体制を確立します。</p> <p>(実施主体) 防災政策課、産業政策課、<u>商業振興・外商支援課</u></p> <p>(略)</p> <p>第15節 備蓄体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生活必需物資等の備蓄</p> <p>○ 生活必需物資等の備蓄に当たっては、国・県の備蓄に関するガイドライン等を基に、品目及び必要量を再検討するとともに、「高知市備蓄計画」に基づき、備蓄計画を策定し計画的に備蓄します。</p> <p>(略)</p> <p>第17節 消火、救急及び救助体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p>	<p>(略)</p> <p>第11節 受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(3) 物資配送体制の確立</p> <p>○ 「高知市物資配送計画」に基づき、生活必需物資等を避難所まで早期かつ確実に届けるための体制を確立します。</p> <p>(実施主体) 防災政策課、産業政策課、<u>商業振興課、外商支援課</u></p> <p>(略)</p> <p>第15節 備蓄体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(略)</p> <p>(2) 生活必需物資等の備蓄</p> <p>○ 生活必需物資等の備蓄に当たっては、国・県の備蓄に関するガイドライン等を基に、品目及び必要量を再検討するとともに、「高知市備蓄計画」に基づき、計画的に備蓄します。</p> <p>(略)</p> <p>第17節 消火、救急及び救助体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>1 自助・共助 (略)</p> <p>2 公助 (略)</p> <p>(3) 通信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の通信手段として、公衆回線網だけでなく、消防救急デジタル無線や地域衛星通信ネットワークなど、通信設備の多重化を図り、災害に強い通信体制の整備に努めます。 ○ 広域応援組織及び防災関係機関との通信体制を確立するために消防救急デジタル無線、地域衛星通信ネットワーク、防災総合波等の円滑な活用を図るとともに、災害に強い無線設備の整備に取り組みます。 <p>(略)</p> <p>第4章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 災害対策本部の設置及び運営 (略)</p>	<p>1 自助・共助 (略)</p> <p>2 公助 (略)</p> <p>(3) 通信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の通信手段として、公衆回線網だけでなく、消防救急デジタル無線や地域衛星通信ネットワークなど、通信設備の多重化を図り、災害に強い通信体制の整備に努めます。 ○ 広域応援組織及び防災関係機関との通信体制を確立するために消防救急デジタル無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互波等の円滑な活用を図るとともに、災害に強い無線設備の整備に取り組みます。 <p>(略)</p> <p>第4章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 災害対策本部の設置及び運営 (略)</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																																														
	【資料 1】災害対策本部設置基準表	【資料 1】災害対策本部設置基準表																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">配 備 基 準</th> <th colspan="2">動 員 体 制</th> </tr> <tr> <th>内 容</th> <th>体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">準備配備体制 (注意体制)</td> <td> <input type="checkbox"/> 高知市で震度「4」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波注意報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 災害情報の収集及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び注意体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 救援対策本部 <input type="checkbox"/> 支部運営本部 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">災害対策本部</td> <td> <input type="checkbox"/> 高知市で震度「5弱」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波警報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び市域の巡視警戒 <input type="checkbox"/> 第2次配備体制に移行できる体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 高知市で震度「5強」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「大津波警報」が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 災害に対する警戒・応急活動体制 <input type="checkbox"/> 第3次配備体制に移行できる体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策本部 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 高知市で震度「6弱」以上の地震を観測した場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 全職員による応急活動体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 全職員 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	配 備 基 準	動 員 体 制		内 容	体 制	準備配備体制 (注意体制)	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「4」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波注意報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局	<input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び注意体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 救援対策本部 <input type="checkbox"/> 支部運営本部	災害対策本部	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5弱」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波警報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び市域の巡視警戒 <input type="checkbox"/> 第2次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5強」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「大津波警報」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒・応急活動体制 <input type="checkbox"/> 第3次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策本部 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「6弱」以上の地震を観測した場合	<input type="checkbox"/> 全職員による応急活動体制	<input type="checkbox"/> 全職員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">配 備 基 準</th> <th colspan="2">動 員 体 制</th> </tr> <tr> <th>内 容</th> <th>体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">準備配備体制 (注意体制)</td> <td> <input type="checkbox"/> 高知市で震度「4」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波注意報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 災害情報の収集及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び注意体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 救援対策本部 <input type="checkbox"/> 支部運営本部 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">災害対策本部</td> <td> <input type="checkbox"/> 高知市で震度「5弱」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波警報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び市域の巡視警戒 <input type="checkbox"/> 第2次配備体制に移行できる体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 高知市で震度「5強」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「大津波警報」が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 災害に対する警戒・応急活動体制 <input type="checkbox"/> 第3次配備体制に移行できる体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策本部 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 高知市で震度「6弱」以上の地震を観測した場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 全職員による応急活動体制 </td> <td> <input type="checkbox"/> 全職員 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	配 備 基 準	動 員 体 制		内 容	体 制	準備配備体制 (注意体制)	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「4」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波注意報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局	<input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び注意体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 救援対策本部 <input type="checkbox"/> 支部運営本部	災害対策本部	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5弱」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波警報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び市域の巡視警戒 <input type="checkbox"/> 第2次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5強」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「大津波警報」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒・応急活動体制 <input type="checkbox"/> 第3次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策本部 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「6弱」以上の地震を観測した場合	<input type="checkbox"/> 全職員による応急活動体制	<input type="checkbox"/> 全職員
区 分	配 備 基 準			動 員 体 制																																												
		内 容	体 制																																													
準備配備体制 (注意体制)	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「4」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波注意報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局																																													
	<input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び注意体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 救援対策本部 <input type="checkbox"/> 支部運営本部																																													
災害対策本部	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5弱」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波警報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び市域の巡視警戒 <input type="checkbox"/> 第2次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会																																													
	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5強」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「大津波警報」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒・応急活動体制 <input type="checkbox"/> 第3次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策本部 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会																																													
	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「6弱」以上の地震を観測した場合	<input type="checkbox"/> 全職員による応急活動体制	<input type="checkbox"/> 全職員																																													
区 分	配 備 基 準	動 員 体 制																																														
		内 容	体 制																																													
準備配備体制 (注意体制)	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「4」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波注意報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局																																													
	<input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び注意体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 救援対策本部 <input type="checkbox"/> 支部運営本部																																													
災害対策本部	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5弱」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波警報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び市域の巡視警戒 <input type="checkbox"/> 第2次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会																																													
	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5強」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「大津波警報」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒・応急活動体制 <input type="checkbox"/> 第3次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策本部 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会																																													
	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「6弱」以上の地震を観測した場合	<input type="checkbox"/> 全職員による応急活動体制	<input type="checkbox"/> 全職員																																													
	<p>※ 第1次配備体制・第2次配備体制では、班長以上の災害対策本部要員は必ず参集するものとする。</p> <p>※ 第3次配備体制以外は、各本部・各局で必要と認められる人員を配置するものとする。</p> <p>※ 遠地津波等で時間に余裕がある場合は、河川水路課、<u>耕地課</u>等の水門及び樋門を所管する部署も動員配備するものとする。</p>	<p>※ 第1次配備体制・第2次配備体制では、班長以上の災害対策本部要員は必ず参集するものとする。</p> <p>※ 第3次配備体制以外は、各本部・各局で必要と認められる人員を配置するものとする。</p> <p>※ 遠地津波等で時間に余裕がある場合は、河川水路課、<u>農地基盤整備課</u>等の水門及び樋門を所管する部署も動員配備するものとする。</p>																																														

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>【資料2】災害対策本部組織図〔災害展開期以降〕</p>	<p>【資料2】災害対策本部組織図〔災害展開期以降〕</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>第5節 長期浸水対策 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助 （略）</p> <p>2 公助 （略）</p> <p>（2）止水及び排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水域外の主要道路やこれに接続する道路（堤防道路等）を活用して緊急輸送や災害復旧を実施し、浸水の解消した区域から道路啓開を進めます。 ○ 防災関係機関等と連携し、大型土のう等を活用した止水対策を講じます。 ○ 排水機場の活用による排水を基本としますが、排水機場が被災した場合は、排水ポンプ車や仮設ポンプ車などを主体とした排水対策を実施します。 <p>（実施主体） 防災対策部、<u>農林水産部</u>、都市建設部、上下水道局、<u>国、県</u></p> <p>（略）</p> <p>（7）農林水産業対策 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（1）農業用施設及び農作物に対する応急措置</p>	<p>第5節 長期浸水対策 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助 （略）</p> <p>2 公助 （略）</p> <p>（2）止水及び排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水域外の主要道路やこれに接続する道路（堤防道路等）を活用して緊急輸送や災害復旧を実施し、浸水の解消した区域から道路啓開を進めます。 ○ 防災関係機関等と連携し、大型土のう等を活用した止水対策を講じます。 ○ 排水機場の活用による排水を基本としますが、排水機場が被災した場合は、排水ポンプ車や仮設ポンプ車などを主体とした排水対策を実施します。 <p>（実施主体） 防災対策部、都市建設部、上下水道局、<u>国、県</u></p> <p>（略）</p> <p>（7）農林水産業対策 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（1）農業用施設及び農作物に対する応急措置</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良区等農業団体の協力を得て、冠水した農地の排水作業、排水機場等排水施設の保全、ため池の警戒及び応急措置、用排水路の取水樋門の操作等の応急措置を行います。 ○ 迅速な復旧に向けて、移動用ポンプや応急対策用資機材の確保等に努めます。 ○ 農業団体の協力を得て速やかに被害状況を把握し、実態に即した作物別の技術対策をたて、広報活動等を行います。 ○ 種苗及び資材のあっせん、融資等の処置を検討します。 <p>(実施主体) 農林水産部</p> <p>(略)</p> <p>第30節 災害警備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害警備本部の設置基準及び種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の設置基準により、災害警備本部等を設置するものとします。 <p>(実施主体) 県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良区等農業団体の協力を得て、冠水した農地の排水作業、排水機場等排水施設の保全、ため池の警戒及び応急措置、用排水路の取水樋門の操作等の応急措置を行います。 ○ 迅速な復旧に向けて、移動用ポンプや応急対策用資機材の確保等に努めます。 ○ 農業団体の協力を得て速やかに被害状況を把握し、実態に即した作物別の技術対策をたて、広報活動等を行います。 ○ 種苗及び資材のあっせん、融資等の処置を検討します。 <p>(実施主体) 農林水産部、都市建設部</p> <p>(略)</p> <p>第30節 災害警備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害警備本部の設置基準及び種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の設置基準により、災害警備本部等を設置するものとします。 <p>(実施主体) 県警察</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）		新（修正後）	
	設置基準	種別	設置基準	種別
	1 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 県内沿岸に大津波警報が発表されたとき 3 臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	非常災害警備本部	1 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 高知県に大津波警報が発表されたとき 3 臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	非常災害警備本部
	1 県内で震度5強の地震が観測されたとき 2 県内沿岸に津波警報が発表されたとき 3 臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	災害警備本部	1 県内で震度5強の地震が観測されたとき 2 高知県に津波警報が発表されたとき 3 臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	災害警備本部
	1 県内で震度4又は5弱の地震が観測されたとき 2 臨時情報（調査中）が発表されたとき	災害警備連絡室	1 県内で震度4又は5弱の地震が観測されたとき 2 被害が発生又は発生が予想されるとき 3 臨時情報（調査中）が発表されたとき	災害警備連絡室
	※【資料編】「署災害警備本部体制」を参照 （略）		※【資料編】「署災害警備本部体制」を参照 （略）	
	第5章 災害復旧・復興対策 （略）		第5章 災害復旧・復興対策 （略）	
	第4節 都市の復興 （略）		第4節 都市の復興 （略）	
	第2 方策		第2 方策	
	1 公助 （略）		1 公助 （略）	
	（2）市街地の再整備		（2）市街地の再整備	
	○ 被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、期間を限った建築物の建築の制限・禁止等を行うことについて検討します。		○ 被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、期間を限った建築物の建築の制限・禁止等を行うことについて検討します。	
	○ 被災建築物等の状況調査を踏まえた復興地区区分の検討を行い、地区の状況に応じた復興手法を選択します。		○ 被災建築物等の状況調査を踏まえた復興地区区分の検討を行い、地区の状況に応じた復興手法を選択します。	
	○ 被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転事業等の導入を図るとともに、他の都市計画事業の活用についても検討を行		○ 被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の導入を図るとともに、他の都市計画事業の活用についても検討を	

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
高知市南海トラフ地震 防災対策推進計画	<p>い、単なる復旧にとどまらず、市民の命を守る災害に強いまちづくりを目指します。</p> <p>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 (略)</p> <p>第2節 円滑な避難の確保</p> <p>第1 津波に関する情報の伝達等 (略)</p> <p>2 伝達経路</p> <p>気象台が発表する地震・津波に関する情報の伝達は、次により行います。</p>	<p>行い、単なる復旧にとどまらず、市民の命を守る災害に強いまちづくりを目指します。</p> <p>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 (略)</p> <p>第2節 円滑な避難の確保</p> <p>第1 津波に関する情報の伝達等 (略)</p> <p>2 伝達経路</p> <p>気象台が発表する地震・津波に関する情報の伝達は、次により行います。</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(略)</p> <p>第6 水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関のとりべき措置</p> <p>1 水道</p>	<p>(略)</p> <p>第6 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関のとりべき措置</p> <p>1 <u>上下</u>水道</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>水道事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するために水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、次の事項を重点として必要な事前措置を講じます。</p> <p>（略）</p> <p>第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保</p> <p>（略）</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>（略）</p> <p>第7 水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関の取るべき措置</p> <p>1 水道</p> <p>水道事業の管理者等は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給する体制を確保します。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>第6章 防災訓練計画</p> <p>（略）</p> <p>第1節 各機関等が行う訓練</p> <p>（略）</p> <p>第1 防災関係機関が行う訓練</p> <p>（略）</p>	<p><u>上下</u>水道事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するために水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、次の事項を重点として必要な事前措置を講じます。</p> <p>（略）</p> <p>第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保</p> <p>（略）</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>（略）</p> <p>第7 <u>上下</u>水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関の取るべき措置</p> <p>1 <u>上下</u>水道</p> <p><u>上下</u>水道事業の管理者等は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給する体制を確保します。</p> <p><u>また、飲料水等の供給に伴い、排水先となる下水道の機能を維持する体制を確保します。</u></p> <p>（略）</p> <p>第6章 防災訓練計画</p> <p>（略）</p> <p>第1節 各機関等が行う訓練</p> <p>（略）</p> <p>第1 防災関係機関が行う訓練</p> <p>（略）</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>1 総合防災訓練 推進地域に係る大規模な地震災害を想定し、<u>毎年1回以上</u>自衛隊、警察、日本赤十字社等の防災関係機関、相互応援協定市、市民、民間事業者、地域団体等と合同して、消火、避難、救出救護、情報伝達等、各種の訓練を総合的に行います。</p> <p>2 災害対策本部運営訓練 大規模災害時や複合災害時において迅速及び的確に災害対策本部の運営を行うために災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理及び伝達等の訓練を行い、必要に応じ体制等の見直しを行います。</p> <p>3 図上訓練 災害の程度、時間、被害の場所等多種多様な災害の状況を机上において想定し、図面上での情報収集、分析、伝達、決定等の訓練を行います。</p> <p>4 参集及び初期活動訓練 動員計画に基づく速やかな参集、緊急出動、参集情報提出等の初期活動を直ちに行えるよう、勤務時間外の適当な時期を選んで訓練を実施します。</p> <p>5 情報収集及び伝達等に関する訓練 情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ並びに収集情報の広報を目的に訓練を実施します。</p>	<p>1 総合防災訓練 推進地域に係る大規模な地震災害を想定し、自衛隊、警察、日本赤十字社等の防災関係機関、相互応援協定市、市民、民間事業者、地域団体等と合同して、消火、避難、救出救護、情報伝達等、各種の訓練を総合的に行います。</p> <p>2 災害対策本部運営訓練 大規模災害時や複合災害時において迅速及び的確に災害対策本部の運営を行うために災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理及び伝達等の訓練を行い、必要に応じ体制等の見直しを行います。</p> <p>3 図上訓練 災害の程度、時間、被害の場所等多種多様な災害の状況を机上において想定し、図面上での情報収集、分析、伝達、決定等の訓練を行います。</p> <p>4 参集及び初期活動訓練 動員計画に基づく速やかな参集、緊急出動、参集情報提出等の初期活動を直ちに行えるよう、勤務時間外の適当な時期を選んで訓練を実施します。</p> <p>5 情報収集及び伝達等に関する訓練 情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ並びに収集情報の広報を目的に訓練を実施します。</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>6 災害時医療救護訓練及び保健医療調整本部運営訓練 大規模災害時には医療機関も甚大な被害を被っている可能性が高く、多数発生する傷病者に対し、地域で限られた人的及び物的資源を用いて診療を行わなければならないことを前提に、医療機関をはじめ各関係機関と共に訓練を実施し、災害時医療救護体制を構築します。</p> <p>7 津波避難訓練 防災関係機関、住民及び自主防災組織の参加の下、津波警報等の情報収集及び伝達訓練を含めた実践的な津波避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達等、津波避難体制の構築に努めます。また、その際要配慮者にも十分配慮した訓練とします。</p> <p>8 その他の訓練 水門、陸閘等の閉鎖訓練、道路障害物及び港湾危険物撤去訓練、緊急物資輸送訓練、広域応援要請、水道管破損時の避難経路確保、清掃、衛生、防疫等についての防災訓練を行います。</p> <p>その他、この計画で読点として表記する『、』を『、』に改める。</p>	<p>6 災害時医療救護訓練及び保健医療調整本部運営訓練 大規模災害時には医療機関も甚大な被害を被っている可能性が高く、多数発生する傷病者に対し、地域で限られた人的及び物的資源を用いて診療を行わなければならないことを前提に、医療機関をはじめ各関係機関と共に訓練を実施し、災害時医療救護体制を構築します。</p> <p>7 津波避難訓練 防災関係機関、住民及び自主防災組織の参加の下、津波警報等の情報収集及び伝達訓練を含めた実践的な津波避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達等、津波避難体制の構築に努めます。また、その際要配慮者にも十分配慮した訓練とします。</p> <p>8 その他の訓練 水門、陸閘等の閉鎖訓練、道路障害物及び港湾危険物撤去訓練、緊急物資輸送訓練、広域応援要請、水道管破損時の避難経路確保、清掃、衛生、防疫等についての防災訓練を行います。</p>